

- ケ町村ヲ担任区域トシテ駐在セシムルヲ妨ケス
- 二 町村ニ於テ直接農業者ヲ指導奨励スル適當ノ技術員ヲ供給スルコト甚困難ナルヲ以テ逓府縣ニ於テ独立ノ養成機關ヲ設置シ之ニ對シ國庫ヨリ補助金ヲ交付セラレタキコト
- 三 町村ニ於ケル技術員ノ優遇法トシテ國庫ヨリ相當ノ補助金ヲ交付セラレタキコト
- 四 町村ニ於ケル技術員ニ関スル辭令ハ道府縣務又ハ道府縣郡農會ニ於テ交付スルコト
- 五 郡市町村ニ於ケル技術員ニシテ成績拔群ナルモノヲ道府縣又ハ國ニ於テ表彰スルコト

協議事項第五

米穀ノ長期貯藏ニ関シ特ニ注意スヘキ事項及方法

右ニ對スル決議

大正十一年十二月農商務省農務局發行ノ印刷物「米穀ノ長期貯藏ニ関シ特ニ注意スヘキ事項」記載ノ事項ニ依ルコト

(参照)

米穀ノ長期貯藏ニ関シ特ニ注意スヘキ事項

第一 玄米ノ長期貯藏ニ関シ特ニ注意スヘキ事項

一 貯藏期間ノ長短ニ應ジ乾燥ヲ適度トナスコト

米穀ノ乾燥ハ其ノ貯藏力ノ生命トモ林スヘキモノナルヲ以テ其ノ貯藏ノ期間ノ長期ニ且ルモノホト乾燥ヲ良好ナラシムルノ要アリ然リト雖米穀ハ乾燥著シク進ムニ從ヒ往々食味ヲ損シ且總重量總重ヲ減スルモノナルヲ以テ之カ乾燥程度ハ其ノ米穀ヲ消費スル時期トノ關係ニツキ深ク考慮ヲナササルヘカラヌ即玄米ノ貯藏力ノ強弱ハ主トシテ炭酸虫害ノ最モ旺盛ナル夏期ヲ安全ニ經過シ得ルヤ否ヤニ外ナラサルヲ以テ乾燥程度ヲ定ムルニ當リテハ夏期前ニ消費スルモノト其後夏越シテ消費セラルルモノトニ鑑ミ乾燥程度ヲ定メサルヘカラス

右ノ見地ニ依リ玄米ノ乾燥ニ関シ特ニ注意スヘキ事項ヲ今日迄ノ調査ノ結果ニ基キ述フレハ左ノ如シ

- (一) 夏越後ニ消費スル玄米ニアリテハ其ノ水分含量ヲ百分ノ十四、〇乃至十五、〇内外迄乾燥シ且保管ニ注意スルニ於テハ着シク湿度ヲ分表スルコトナキカ如シ

今参考ノ爲各府縣穀物検査所又ハ農事試験場ニ於テ商人ノ立会ノ下ニ大正十年及十一年産ノ玄米中着シク湿度ヲ分表スルコトナク夏越可能ノ見込アルモノノ中最上位ノ玄米ヲ各其ノ翌年二月頃各地ヨリ蒐集シ本省農事試験場ヲシテ其ノ水分含量ヲ検査セシメタル成績ヲ考クレハ左記ノ如シ

区名	水分含量(%)		平均	供試 年産米 田数
	十年集	十年集		
北海道	一四六	一六一	一五・四	四
関東	一四〇	一四七	一四・四	三二
北陸	一四六	一四九	一四・八	一六
東北	一五四	一六〇	一五・七	二二
東海	一三七	一四三	一四・〇	三〇
近畿	一四・五	一四・八	一四・七	一九
山陽	一四・四	一四・三	一四・四	二〇
山陰	一五・〇	一五六	一五・三	一一
四国	一四・一	一三七	一三・九	一一
九州	一三六	一四五	一四・一	二七
総平均	一四・四	一四・九	一四・七	六〇

- (一) 收穫期ノ天候不良ナルカ又ハ田地排水不充ナル地方ニアリテハ刈取りタル稻ヲ架木ニ架ケテ乾燥スルコト
- (二) 地乾ヲ行フ場合ハ可成徳ノ地面ニ接触セサル様ニ努ムルコト
- (三) 米乾及地乾ヲ行ヒタル場合ニ於テモ尚木乾燥不良ト認ムルモノハ必ス振落後叔ノ蒞乾ヲ行フコト
- (四) 蒞乾ニハ出来得ル限り下敷ヲナシ蒞一坪ニ対シ叔一斗五升以内ノ地方

- ニ依リ多少ノ差異アルヘキモノヲ拵ケ時々攪拌ヲナシ一様ニ乾燥スル様努ムルコト
- (五) 收穫期ノ天候特ニ不良ニシテ稻及叔ノ乾燥困難ナル場合ハ火力乾燥ヲ行フカ又ハ叔ノ俵貯蔵シ置キ冬季又ハ早春晴天ヲ見計ヒ蒞乾ヲ行フコト
- 北陸地方ニ於テハ二月頃晴天ヲ見計ヒ雪上ニテ蒞乾ヲナスモノアルカ其ノ方法簡便ニシテ成績又良好ナリ
- (六) 急激ナル乾燥ハ胴割ヲ生シ易キモノナルヲ以テ日光ノ強弱ニ鑑ミ適當ニ調節セサルヘカラス
- 二 調製ニ注意シ碎米及不熟米ノ混入ヲ避クルコト
- 碎米及不熟米ノ混入ハ病害虫伝播ノ誘因トナルモノナルヲ以テ叔乾ヲナシ充分放冷スルヲ待テ更ニ嚴重ニ唐箕送ヲ行ヒ可成力混入ヲ避クルヲ要ス
- 三 俄波ハ良ク乾燥セル葉ヲ以テ造リタル籾俵ヲ用ヒ可成ニ重被装(且充分乾燥スルコト)
- 良ク乾燥セル葉ヲ以テ造リタル籾俵ハ防湿防湿ノ作用ヲナスモノナレハ蒞ニ被装ノ緩マサル様葉枯シ置ケハ外気ノ影響ヲ少カラシムルノミナラス病害虫ノ伝播ヲ防止スル上ニ甚ダ有效ナルモノナリ尚俵米ハ低温乾燥セル秋冬期ニ於テハ自然乾燥及冷却ノ為收縮シ爲ニ俵被ノ緩ムコトアリ斯ル場合ニハ可成幹直ヲナシ病害虫ノ伝播ヲ防止スルヲ可トス
- 四 俵ノ積方ニ注意スルコト

- 依ノ積ミ方ハ地方ノ慣行倉庫ノ大サ倉庫ノ利用程度並依リ種々ノ場合アリテ
 一概ニ述フルヲ得スト但大体ニ於テ農家ノ倉庫ニアリテハ井桁積ヲ可トス尚
 依ノ積方ニ関シ特ニ注意スヘキ事項ヲ述フレハ左ノ如シ
 (一) 積積ニハ事情ノ許ス限リ壘木(腐木トモ稱ス)ヲ用ユルコト
 (二) 井ノ高サハ十五依位迄ヲ限度トシ且井ノ上部ト天井トノ巨離ハ可成大ナ
 ラシムルコト
 (三) 可成等級別ニ積ミ新古米ヲ混積セサルコト
 (四) 井ト壁トノ間ニハ可成相当ノ間隔ヲ置キ殊ニ西側ハ其ノ間隔ヲ大ナラシム
 ルコト
 (五) 豫メ積方ニ注意シ綴リニ動カササルコト
 (六) 盛付米ハ燻蒸後ニ庫ニ入ルルカ或ハ他ノ倉庫ニ積ムコト
 五 貯藏中ニ於ケル管理ニ注意スルコト
 米穀貯藏中ニ於ケル管理ノ適否ハ米穀ノ貯藏耐久力ニ影響スルトコロ多カラ
 サルヲ以テ能フ限リ周到適切ナルヲ要ス
 尚管理ニ関シ特ニ注意スヘキ事項ヲ述フレハ左ノ如シ
 (一) 倉庫ノ表面ハ可成太陽ノ直射ヲ受ケサル様努ムルコト
 (二) 倉庫ハ毎年一―ニ回大掃除ヲナシ且幣ニ清潔ニ保ツコト
 (三) 換氣ニ注意シ可成倉庫内ヲ冷却ニ保ツコト
 (四) 濕熱又ハ濕氣ヲ飛スル如キモノヲ混積セサルコト

- (五) 害蟲ノ發生期ニハ倉庫ノ構造ノ差支ナキ限リ必スニ硫化炭素等ノ如キ燻蒸
 劑ヲ以テ倉庫ノ燻蒸ヲ行フコト
 (六) 日幣補給ニ努ムルコト
 第二 叔ノ長期貯藏ニ関シ注意スヘキ事項
 米穀經濟ノ変遷ニ伴ヒ米ノ取引力主トシテ玄米ニ依リ行ハルルニ及ヒ叔ノ貯藏
 ハ漸次玄米貯藏ニ推移シタリト虫元米叔ハ貯藏法簡易ニシテ能ク長期ノ保存ニ
 耐ヘ且ツ病虫害ニ侵サルルコト少ク又現時ニ於テハ機械力ノ利用ニ依リ急速ニ
 叔磨ヲ行ヒ玄米トナシ得ル途開ケタルヲ以テ叔貯藏ノ有利ナル場合尠カラズ今
 叔貯藏ヲ便利トスル主ナル場合ヲ述フレハ左ノ如シ
 (一) 收穫期ニ於ケル天候不良ノ爲船ノ乾燥困難ナル場合
 (二) 米價暴落ノ際ニ於テ米穀ヲ長期向貯藏セムトスル場合
 (三) 寒害、旱害又ハ風水害等ニ対スル備荒的長期貯藏ノ必要ナル場合
 (四) 收穫期ニ於ケル労力ノ不足セル場合
 (五) 玄米貯藏ニ適當ナル倉庫ヲ有セサル場合
 (六) 今摺米ハ叔摺當時秋摺米ニ比シ食味概シテ良好ナル爲自家用飯米トシテ貯
 藏スル場合
 (七) 米ノ需給関係力全ク他ト隔絶セル場合
 以下叔ノ貯藏ニ関シ特ニ注意ヲ要スト認ムル事項ヲ概説セム
 一 貯藏期間ノ長短ニ應シ適度ニ叔ノ乾燥ヲ行フコト

叔ハ比較的乾燥程度ノ低キモノニテモ相当長期貯蔵ニ耐エルカ故ニ動モスレハ乾燥著シク不良ノモノヲモ長ク貯蔵スルノ傾向アリ然ルニ叔ト虫乾燥不良ナルモノハ病虫害ニ侵サルルハ勿論呼吸作用一層盛ナル爲貯蔵中ニ往々曝熱ヲ生シ米質ヲ損スルコト少カラサルヲ以テ可成乾燥ヲ適度ナラシムル必要アリ叔貯蔵ノ場合ニ於ケル乾燥程度ハ依積ト散積トノ區別、貯蔵中ニ於ケル管理ノ如何等ニヨリ相違アリテ一概ニ述フルヲ得スト余今日迄ノ調査結果ニ依リ大体夏秋ヲ必要トスルモノハ叔中ノ玄米ノ水分含量凡ソ百分ノ十五乃至十六位トナル様乾燥スレハ差支ナキカ如シ又二、三年以上置リ長ク貯蔵セムトスル時ハ可成叔中ノ玄米ノ水分含量百分ノ十五位ニナル様乾燥スル方安全ナルヘシ

二 調製ニ注意シ玄米及不熟米ノ混入ヲ避クルコト
玄米及不熟米ノ混入ハ病虫害ノ伝播ノ誘因トナルモノナルヲ以テ調製ニ際シテハ可成之カ混入ヲ避クルヲ要ス

三 乾燥良好ナラサル叔ハ可成依積ニスルコト

乾燥良好ナラサル叔ヲ散積ニスルトキハ往々曝熱ヲ生シ受積ヲ來スコトアルヲ以テ守口依積トシ貯蔵中ニ自然乾燥ヲ促スヲ可トス尚依積ノ場合特ニ注意スヘキ事項ヲ述フレハ左ノ如シ

(一) 依積ハ良ク乾燥セル葉ヲ以テ依リタル一重ノ紙俵ヲ用ユルコト
(二) 古俵ヲ用ユル場合ハ充分日乾シテ用ユルコト

(三) 依積ハ事情ノ許ス限り枕木ヲ用宜可成并積ニスルコト
(四) 依積ノ間ハ相当ノ間隔ヲ置キ可成空氣ノ流通ヲ良クスルコト

四 乾燥良好ナル叔ハ可成散積ニスルコト

乾燥ノ良好ナル叔ヲ依積ニスレハ貯蔵中ニ空氣中ノ濕氣ヲ吸收シ再ヒ乾燥不良トナル虞アルノミナラズ依積ニスレハ貯蔵場所ヲ要スルコト亦大ナルヲ以テ可成散積ニスルヲ可トス尚散積ノ場合特ニ注意スヘキ事項ヲ述フレハ左ノ如シ

(一) 散積ニ於テ貯蔵スル場合ニハ在末ノセイロハ最も多ク行ハルルモノノ紙俵(セイロ)ニ次キ多ク行ハルルモノニシテ紙俵ヲ以テ建ヲ造リ之ニ叔ヲ容ルル装置ナリ) 卷依(佐賀縣下ニ最も多ク行ハルルモノニシテ屋外ニ設置セル紙俵建ノ一種ナリ) 積倉(福井縣下ニ最も多ク行ハルルモノニシテ

屋外ニ構築ヲ以テ円筒形ノ藁田ヲ造リ之ニ叔ヲ容ルル装置ナリ) 酒樽等ニ貯蔵シ其中ニ乾燥セル藁束竹筒竹籠等ヲ挿入シテ空氣ノ流通ヲ図ル事尤モ相当長期ノ貯蔵ヲ行フ場合ハ最初ノ一年位ハ依積トシ二年目位ヨリ散積スルヲ可トス

(二) 散積ノ場合ハ内部ノ叔ヨリ発スル水蒸氣カ上面ニ於テ凝結スル爲往々其ノ部分ニ甚シク病虫害ノ繁殖スルコトアルカ故ニセイロ貯蔵ノ如キ在末ノ方法ノ場合ハ貯蔵米ノ上部ニ一尺位ノ厚サニ紙俵ヲ被ヒ之カ予防ニ注意スルコト

(三) 散積ノ場合ハ上層及下層ノモノ傷ミ易キモノナレハ上層ノ穀ニ対シテハ(一) 注意ヲ爲スト共ニ下層ノモノニ対シテ穀ノ出口ヲ下方ニ設置シ下層ノモノヨリ処分スルコト

五、

乾燥不良ナル穀ヲ夏越セシメムトスルトキハ冬春ノ頃(三、四月迄ノ間ニ於テ)晴天ノ日ニ於テ一、二日間薄乾ヲ行ヒ乾燥ヲ良好ナラシムルコト(乾燥不良ナル今摺米ノ変質ヲ防クハ此ノ方法ヲ実行スルニアリ) 乾燥不良ナル穀ヲ其儘夏越セシムルトキハ変質スルコト多キヲ以テ必ス東北及北陸地方等ノ如ク冬季地上ニ積雪絶エサル地方ニ在リテハ春期三四月ノ頃雪解ケノ時ヲ待テ可成速カニ其他ノ地方ニ於テ積雪ナキ場合ハ冬期ニ於テ晴天ノ日ヲ見計ラヒ一日若ハ二日間薄乾ヲ行ヒ乾燥ヲ良クシテ穀ノ貯藏力ヲ増進セサルヘカラス從来夏期ニ薄乾ヲ行フ向勢カラサルモ乾燥不良ナルモノハ四月以後氣候ノ温暖ニナルニ從ヒ湿度著シク悪變スル虞アルノミナラス夏期ノ乾燥ハ日光強キ爲胸割ヲ生シ易ク從テ充分ニ乾燥ヲ行フ能ハサルモノナレハ必ス前記ノ如ク春期ニ薄乾ヲ行ヒ穀貯藏ノ場合ニ於ケケル湿度ノ劣變ヲ防カサルヘカラス尚從來今摺米ハ鬼前穀摺當時ハ食味及外觀比較的良好ナルモ穀摺後日ヲ経ルニ從ヒ変質スルモノ多キ爲市場ニ於テ特別ノ取扱ヲ受ケツ、アルカ從來ノ今摺米ノ変質シ易キハ主トシテ乾燥ノ不良ナルニ起因スルモノナレハ乾燥不良ナル穀ハ前記ノ如ク春期適当ニ乾燥ヲ行ヒ其之ヲ貯藏シ今摺ノ際更ニ乾燥(皮磨ヲ末ササル程度)シ充分冷

エツレ穀摺ヲ行フニ於テハ今摺米モ普通ノ秋摺ノ玄米ト異ナルコトヲ以テ自燃價格ヲ高メ其ノ利益大ナルヲ以テ穀貯藏ヲ爲ス者ハ逕ニ前記ノ改良方法ヲ実行スルヲ要ス

六、

倉庫ノ構造及管理ニ注意スルコト
穀貯藏ノ場合ハ病虫害少キ爲倉庫ノ構造ハ玄米ノ場合ニ比シ比較的簡單ナルモノニテ可ナルヘキモ穀シテ貯藏中ニ通風ニ依リ穀ノ自然乾燥ヲ促ス必妥アルヲ以テ貯ニ倉庫ノ構造及管理ニ注意シ可成通風ヲ良好ナラシムルヲ要ス尚倉庫ノ構造及管理ニ関シ特ニ注意スヘキ事項ヲ述フレハ左ノ如シ
(一) 板葺ハ通風佳良ナルカ故ニ穀ノ貯藏ニハ寧ろ適当ナリトス然リト虫火災、鼠害等ノ虞アルヲ以テ貯ニ管理ニ注意シ之等ノ災害ヲ予防セサルヘカラス
(二) 土蔵ハ火災等ノ虞少キモ管理宜シヲ得サレハ概シテ通風不充分モトシテ以テ換氣装置ノ設置、戸窓等ノ閉閉等ニ注意シ可成通風ヲ佳良ナラシムルヲ要ス
(三) 日光方屋根又ハ壁等ニ直射スルトキハ倉庫内ノ湿度ヲ高メ病虫害ノ発生ヲ促スヲ以テ日光ノ直射スル場合ニハ西側又ハ南側ニ又ク高ク葉ノ繁茂スル生長速カナル樹木ヲ植ウルヲ可トス

授議事項第六
農事試験場ノ研究成績其ノ他進歩セル農業技術ヲ率先実行スヘキ精農家ヲ養成ス

授議事項第六
農事試験場ノ研究成績其ノ他進歩セル農業技術ヲ率先実行スヘキ精農家ヲ養成ス

ルハ爾ル必要ナリト認ム之ニ對スル適當ナル方法

右ニ對スル決議

農事試験場ノ研究成績其ノ他進歩セル農業技藝ノ普及ヲ図ル爲從來講習講話及印刷物ノ配付等種々ノ方法ヲ実行シ來リタルモ之レカ實際ヲ通觀スルニ尙未遺憾ノ實頗ル多キヲ以テ今後ハ從來ノ如キ方法ヲ益改善シテ之ヲ継続施行スルノ外進歩セル農業技藝ヲ率先実行シテ自ら範ヲ示シ延于他ニ及ホスニ足ルヘキ郡町村在住ノ持種精農家ヲ育成多敷養成スルノ方法ヲ講スルト共ニ養成後ニ於テモ尚引續キ技藝ノ進歩ヲ図ル爲周到ナル指導奨励ヲ行フハ頗ル適切ナル方法ナリト認ム
前記ノ方法ハ地方ノ事情及經費ノ多少等ニ依リ必スシモ一様ナル能ハサルヘキモ左記ノ方法ハ大体ニ於テ施設上ノ標準トシテ適當ナルモノナリト認ム

記

一 養成機関

道府縣農事試験場

二 養成ノ方法

道府縣農事試験場内ニ左記ノ要綱ニ準シテ精農家養成講習会レハ從來ヨリ此ノ種ノ講習会ヲ行フモノハ從來ノ名称ヲ用フルモ止ムヲ得スト然今後新ニ兩催スルモノハ此ノ種ノ講習ノ意義ヲ周知セシムル爲可成此ノ名称ヲ用フルコトヲ兩催スルコト
精農家養成ノ講習会ノ組織及実施方法要綱

(一) 講習生ノ資格

講習生ハ左記各号ノ資格ヲ具備スル者ノ内ヨリ農事試験場長詮衡ノ上之ヲ選抜採用スルコト

(イ) 農業学校若クハ農業補習学校ヲ卒業シタル者又ハ一週間以上ノ普通農事講習ヲ修了シ成績良好ナリシモノ

(ロ) 滿廿歳以上ニシテ三ヶ年以上自ラ農業ノ実務ニ従ヒ今後モ引續キ農業ニ従事スル者、但シ修業年限三ヶ年以上ノ農業学校ヲ卒業シタル者ニ對シテハ農事ニ従事セル年限ヲ一ヶ年以上トスルコト

(ハ) 身体強健、思想堅實且相当ノ人格ヲ有スル者

(ニ) 郡市町村長若ハ郡市町村農会長ニ於テ選抜推薦セル者又ハ農事試験場長ニ於テ適當ト認メタル者

(二) 講習ノ期間及時期

講習ノ時期ハ一ヶ月乃至ニヶ月間トシ農家ノ繁忙地指導其ノ他教授上ノ便否等ヲ考慮シ其ノ地方ニ適當ナル時期ヲ選定スル事若シ地方ノ事情力許ス場合ニハ二回若ハ三四ニ分ケテ講習ヲ行フヲ可トス

備考 講習ノ期間ハ必要ナル經費ヲ支出セラレ且相当成年ニ達セル講習生カ長期間講習ヲ受ケ得ル見込アル場合ニ在リテハ或ハ一ヶ年或ハ半年或ハ半年ヲ數期ニ分ツ等長期ニ亘リ完全ナル教育ヲ與フルヲ最適當ト認ムモ或ハ單ニ經費ヲ要スルコト少ク最実行シ易キ場合ヲ標準トシ短期間トセリ

講習期間が長期に亘る場合は、後記載する講習に因る要綱に適宜変更セラルヘキハ勿論ナリトス

(三) 講習生ノ員数及分所

- (イ) 講習生ノ員数ハ一期ニ付五十名以内トスルコト
- (ロ) 講習生採択ノ際ハ講習修了生カ各郡市ニ普ク分配セラレ、様相当注意スルコト

(四) 講習科目及教授方法

(甲) 講習科目

作物品種改良、肥料及土壤、栽培、病菌害虫ノ駆除豫防、農具及試験場其ノ他ノ調査研究成績中周知セシムルノ必要アリト認ムル事項並ニ副業専業業技術ニ関シ必要ナル教育ヲ行フハ勿論産業組合、農業倉庫其ノ他ノ共同経営、農業経営法、優良町村農會経営事例、穀物検査事業ノ大要其ノ他農政経済上重要ナル科目ニ就キテモ必要ナル知識ヲ授ケル様注意スルコト

(206)

(乙) 教授方法

- (イ) 講師ハ可成担任科目ニ付必要ナル智識及経験ヲ有スル者ヲ送次スルハ勿論努メテ農村ニ対シ理解アル者ヨリ送フ様注意スルコト(経験ニ対シテハ特ニ重キヲ置クコト)
- (ロ) 講師ハ農事試験場技術者中ノ適任者ヲ送定スルハ勿論教授科目ノ種類ニ應シ道府縣廳又ハ道府縣農會等ニ在勤セル適任者ニモ委嘱シテ努メ

テ適材ヲ集メテ優良ニシテ且実用ナル教育ヲ行フ様注意スルコト

教授方法ハ單ニ普通ノ講演及印刷物ノ配付等ノミニ依ラス努メテ実物標本又ハ顕微鏡等ニ依ル説明、理化学的實驗並ニ実地指導及実地練習等ニ充分ナル力ヲ用ヒテ努メテ實際的教育ヲ行ヒ講習生ヲシテ徹底的ニ了解セシムル様注意スルコト

(二) 実習ニハ充分ノ時間ヲ與フルコト殊ニ必要ナル業務例ハ特種農具ノ運用、特種ノ病虫害豫防法其ノ他之ニ準スヘキモノニ関シテハ一層実習時間ヲ多クシ相当熟練セシムル様努ムルコト

(五) 講習生ニ対スル手当

- (イ) 講習生ノ講習中ニ要スル経費ニ対シ道府縣費、送致推薦セル郡市町村若ハ郡市町村農會費其ノ他ノ経費ヲ以テ相当補助スルコト
- (ロ) 道府縣ハ財政ノ許ス場合ニハ寄宿舎、共同炊事其ノ他適當ナル方法ニ依リ講習期間中ニ於ケル講習生ノ費用ノ軽減ニ努ムルコト

(207)

三 講習修了後ニ於ケル連絡及補習的教育及指導

精養者養成講習會ノ目的ハ前記ニ記載セル如ク農事試験場ノ研究成績其ノ他進歩セル農業技術ノ普及ヲ図ルニ在ルヲ以テ講習生ニシテ講習修了後各地ニ散在シ農事試験場及相互間ニ連絡ナキニ於テハ前記ノ講習會ハ其ノ目的ヲ達スルコト能分ルキヲ以テ講習終了生ニ対シ少クモ左記施設ヲ実行スルハ必要ナリト認ム

- (イ) 講習終了者及講師等ヲ以テ会員トスル精農者養成講習同窓会ヲ組織シ其ノ事務所ヲ講習会ノ主催者タル道府農事試験場内ニ置キ便宜其ノ事務ヲ処理スルコト
 - (ロ) 前記同窓会ハ僅少ナル会費ヲ徴收シ若ハ寄附金ニ依リ会費ヲ支弁スルト共ニ会報ヲ発行シ会員相互ノ親睦連絡ヲ図ルト共ニ必要ナル新智識ノ普及ニ努ムルコト
 - (ハ) 道府農事試験場ハ講習修了生ニ対シ講習後ニ於ケル補習的教育ヲ実施シ且修了生ノ社会的活動ヲ助成スルノ目的ヲ以テ時々適切ナル簡易印刷物ヲ編纂シテ無償ニテ配付スルコト
 - (ニ) 無償ニテ一般ニ配付スル印刷物ニシテ適當ト認ムルモノハ事情ノ許ス限リ右講習修了者ニ対シ配付スルコト
 - (ホ) 少クモ三ヶ年毎ニ一回ヲ標準トシテ農事試験場内ニ講習修了者ヲ集メ各講習科目ニ亘リ適切ナル補習教育ヲ行ヒ智識ノ向上ヲ図ルコト
 - (ヘ) 農事試験場職員ハ勿論他ノ関係当事者トモ充分協議ノ上出張ノ場合等ニ於テハ出来得ル限リ実地指導ヲ行フコト
 - (ロ) 必要ニ應ジ委託試験ヲ担当セシムルコト
- 以上 各職ノ外講習修了生ノ多少及地方ノ事情等ヲ考慮シ地方的ニ農事改良ノ研究会ノ開催(小区域ニ於テ)共同視察旅行ノ実施、農事試験場附近ニ於ケル共同宿泊所ノ建設其ノ他其ノ地方ニ適當ナル事業ヲ施行スルコト

授議事項第七

道府縣ニ於テ毎年八月十五日現在ノ稻作況ヲ可成正確ニ且敏速ニ調査スルニ付最適當ナル方法

右ニ対スル決議

大要左ノ事項ヲ綜合シ調査シテ報告スルコト

- 一 道府縣技術員ノ実地視察報告
- 二 郡ノ報告
- 三 道府縣農事試験場ノ成績
- 四 篤農家ノ見込

府縣提出授議事項決議

栃木縣提出授議事項

米麦立毛共進会ニ於ケル坪刈方法ヲ全国一定ニスル可否及可ナリトセハ其ノ方法右ニ対スル決議

坪刈方法ヲ全国一定スルハ極メテ必要ト認ム而シテ其ノ方法ハ当局ノ研究ヲ俟ケテ決定セムトス

奈良縣提出授議事項

国立農事試験場ニ於テ農場組織經營ニ関シ研究調査ヲ実施セラレムコトヲ要望ノ件

右ニ対スル決議

国立農事試験場ニ於テ農場組織経営ニ関シ研究調査ヲ実施セラレムコトヲ要望ス
奈良縣提出協議事項

道府縣又ハ道府縣農會ノ農事実行団体設置獎勵ニ対シ國庫ヨリ相尋獎勵金ヲ交付
セラレムコトヲ要望ノ件

右ニ対スル決議

道府縣又ハ道府縣農會ノ農事実行団体設置獎勵ニ対シ國庫ヨリ相尋獎勵金ヲ交付
セラレムコトヲ要望ス

長崎縣提出協議事項

地方産業職員恩給法制定実施ニ関スル件

右ニ対スル決議

地方産業職員ニ対シテモ官吏ト同様ニ恩給法ヲ制定シ且從來ノ勤続年數ヲ加算セ
ラレタキコト

附 帶 決 議

國家ノ爲必要ナル主要食糧改良増殖ニ関係アル農事試験場長及主任技師官ヲ國
費支弁ノ官吏トセラレタキコト

長野縣提出協議事項

道府縣農事試験場相互連絡ヲ図ル方法

右ニ対スル決議

一 氣候風土ノ類似セル地方道府縣ヲ区域トシ農事試験場聯合協議会ヲ設ケルコ
ト

二 聯合農事試験場ハ適當ナル時機ニ於テ時々會合シ相互事業ノ内容ニ付キ研究
スルコト

三 聯合農事試験場ハ場長ノ外各部主任ノ會合ヲ催スコト

四 聯合農事試験場ハ相互印刷物ノ交換ヲ勵行スルコト

五 相互農業事情ノ通信交換ヲナスコト

六 聯合農事試験場會同催ノ場合ハ農商務省其ノ他必要ナル機關ヨリ係官ノ派遣
ヲ乞フコト

附 帶 決 議

一 農商務省ハ本聯合会ノ成立ヲ助長スル様必要アル道府縣ニ対シ相當ノ途ヲ講
スルコト

二 簡易ナル規程ヲ作ルコト

三 會合ノ場合ハ腹案ヲ旨トスルコト

道府縣農事試験場聯合協議会区域ニ関スル参考案左ノ如シ

道府縣農事試験場聯合協議会区域参考案

一 北海道

二 東北地方 青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島

三 関東地方 東京、埼玉、群馬、栃木、茨城、千葉、山梨、長野

- 四 北陸地方 新潟、富山、石川、福井
- 五 東海地方 神奈川、静岡、愛知、岐阜、三重
- 六 近畿地方 滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山
- 七 山陽地方 兵庫、岡山、広島、山口
- 八 山陰地方 鳥取、島根
- 九 四国地方 高知、愛媛、香川、徳島
- 十 九州地方 福岡、熊本、佐賀、長崎、大分、宮崎、鹿児島
- 十一 沖 縄

長野縣提出協議事項

地方農業関係技術官ノ智識ノ向上ヲ図ル方法

右ニ対スル決議

- 一 農商務省ニ於テ左ク内外ノ文献ヲ涉獵シ府縣ノ農事改良施設並ニ研究上参考トナルヘキ事項ヲ摘録シ定期刊行物トシテ之ヲ道府縣ニ配付スルコト
- 二 府縣農業技術官ニ対シ可成左ク外国事情及新領土地方ノ事情ヲ知ラシムル爲 毎年度府縣ヨリ適任者ヲ選定シ視察見學ヲ爲サシムルコト
- 三 前項ノ場合ハ視察見學ノ經費ノ全部若ハ一部ヲ國庫ニ於テ負擔スルコト
- 四 農事ニ関係アル官民ノ海外視察ヲナシタル場合ハ農商務省ハ其ノ視察ノ結果ヲ各府縣農業技術官ニ徹底セシムルノ途ヲ講スルコト
- 五 道府縣農事試験場ノ図書購入費ニ対シ補助金ヲ交付スルコト

緊急動議ニ依ル決議事項

米穀法運用並同法改正ニ関スル件

一時相当ノ價格ヲ維持シタル米表モ近年漸次下落シ昨秋ノ豊作ニヨリ一層甚シキニ拘ラス其ノ生産費ハ依然トシテ不廉ニシテ農業ノ經營ハ益困難トナリ殊ニ昨年 來表價ノ下落更ニ甚シク其ノ打撃ヤ一層大ニシテ所謂豊年ノ飢饉ヲ啣タシムルニ 至リ農家経済益窮迫シ將來我國ノ食糧問題トシ將又農村向題トシテ實ニ寒心ニ堪 エサルモノアリ主務省ハ宜シク此際速ニ米穀法ヲ運用シテ米ノ大量買上ヲナスト 共ニ米穀法ノ改正ヲ行ヒ米ニ亘ク本邦主要食糧タル表ニ対シテモ機宜ノ調節ヲ講 スルト共ニ米麥ノ輸入関税ニ関シテモ適當ノ処置ヲ講セラレ食糧ノ自足自給並農 村ノ保護救済ニ盡サレムコトヲ希望ス

丙 農商務省指示事項

(甲) 一般ニ関スル事項

(耕地ノ拡張及改良並蠶絲業ノ 農産業ニ関スル事項ヲ除ク)

- 一 奨励施設及試験研究ハ幣ニ大局ニ留意シ可成国民経済上重大ナル関係アル事 項ニ対シ特ニ力ヲ用エル様注意スルコト
- 農産物ノ改良増殖ニ関スル方策ハ其ノ関係スル所願ル迄ナリト急務上ノ施 設及農事試験場ノ研究事項ニ関シテハ幣ニ大局ヲ達観シ可成国民経済上重要ナ ル事項ニ対シ特ニ力ヲ注キ実績ヲ著クル様努ムルヲ要ス

二 毛作、肉作、地力増進其他耕地ヲ經濟的ニ利用スル方法ノ普及發達ヲ図ルコト

本邦ハ耕地ノ面積極メテ狭小ナルニ反シ農家ノ戸數ハ比較的多少隨テ農家一戸當リノ耕作地面積ハ全國ヲ通シ平均僅ニ一町歩内外ニ過キサルカ如キ狀況ナルヲ以テ耕地ノ地力増進ヲ図ルト共ニ出來得ル限リ之ヲ集約的ニ利用スルノ方法ヲ講スルハ本邦農業ノ根本義ト稱スルモ不可ナカルヘシ蘇テ本邦現時ノ狀況ヲ大觀スルニ或ハ灌漑排水ノ方法ニ依リ或ハ田地ノ裏作ヘ氣候寒冷ナル地方及濕潤ナル田地ノ裏作ニモ注意スルコトハ果樹園、桑園及茶園等ニ於ケル肉作等ノ普及ニ依リ耕地ノ生産力ヲ増進シ得ル餘地頗ル多キカ如シ現ニ全國ヲ通シ田地ニ裏作ヲ行フモノ僅ニ四割内外ニ過キサルカ如キ又以テ其ノ一斑ヲ察スルニ足ルヘシ是ヲ以テ各地ノ天然事情及經濟的關係ヲ精査シ各地適切ナル方策ヲ考究シ之カ実行ヲ図ル極努ムルヲ要ス

三 時勢ノ推移ニ順應シ經濟的ニ生産費ヲ低減スルノ方法ヲ考究シ之カ普及ヲ図ルコト

物價ノ騰貴及勞銀ノ昂騰等ニ伴ヒ農産物ノ生産費モ今後益増加スルノ傾向ヲ有スルヲ以テ耕地ノ改良、優良品種ノ普及、肥料ノ經濟的施用其他栽培法ノ改良、病蟲害虫ノ駆除予防、改良農用器具機械ノ普及並農業經營方法ノ改良等技術上及經濟上生産費ノ低減方法ヲ考究シ適切ナル事項ハ速ニ之カ普及ヲ図リ以テ農産物ノ生産經濟ヲ一層有利ナラシムル極指導獎勵ニ努ムルヲ要ス

四 畑作物ノ改良獎勵ニ留意スルコト

本邦ニ於ケル田地ハ多クノ場合相当集約的ニ經營セラルルニ拘ラヌ畑地ニ於テハ特殊ノ作物ヲ除キテハ比較的粗放ナル栽培ノ行ハルル場合少カラヌ如之現在ノ承野ニシテ今後兩壟シテ畑地ニ利用セラルヘキ餘地尠カラサルヲ以テ將來益畑地ニ於ケル作物ノ種類、品種及耕種法等ノ改良ヲ図リ畑地ノ生産力ヲ増加シ以テ農業生産力ノ増進ニ努ムルハ國民經濟上頗ル重要ナル事項ナリト又依テ之カ改良獎勵ニ関シ今後特ニ留意スルヲ要ス

五 牛馬耕ノ改良普及ノ促進ヲ図ルコト

牛馬耕ノ改良普及ヲ図リ深耕ヲ獎勵スルト共ニ耕耘ニ要スル勞力ノ節約ヲ図ルハ農産増殖上極メテ緊要ナル事項ナリト又而シテ本邦ニ於ケル牛馬耕ノ行ハルル田畑反別ハ大正元年ニハ總面積ノ四割七分ニ過キサリシカ大正五年ニハ四割九分トナリ大正九年ニハ五割二分ニ達シ逐年増加ノ傾向ヲ示スト但農村ニ於ケル勞力ノ缺乏勞銀ノ騰貴等ノ現状ニ鑑ミル時ハ其ノ普及極メテ遲々タルノ感アルノミナラズ一頭ノ牛馬ヲ便役スルニ二人ヲ要スル地方アルカ如キ其ノ技術ニ於テモ尙未タ改良ノ餘地頗ル多シ是ヲ以テ之カ改良及普及ノ促進ニ関シ今後一層獎勵ノ方法ヲ講スルヲ要ス

六 農事改良獎勵當局者及農業者ノ智識ノ向上及普及ヲ図ルコト

農事改良獎勵ノ任ニ當ル者及農業者ノ智識ノ向上ヲ図ルハ各種農事改良獎勵事業中根本的施設ノ一ニ屬又改ニ適切ナル講習會ノ開催、簡易ナル印刷物ノ配付、実

地指導ノ普及、活動寫真ノ利用其ノ他理解シ易キ方法ニ依リ当局者及農家智識ノ
開発ヲ図ルハ極メテ緊要ナリトス、從來ノ講習講話ハ單ニ口頭ニ依リ説明セラレ
タル場合多キヲ以テ農家ニ対シテハ其ノ説明ノ徹底セサル嫌ナキ能ハス是ヲ以テ
今後ハ可成實地指導其ノ他理解シ易キ方法ヲ以テ説明方法ノ改善ヲ図ルト共ニ地
方ノ状況ニ應ジ其ノ内容ヲ吟味シ農家ニ適切ナラシムル様留意スルヲ要ス尙從來
ノ講習講話ハ主トシテ生産技術ニ関スルモノ多カリシカ如キモ今後ハ農家經濟農
業經營等ニ関スル經濟關係ノ事項等ニ就テモ同様ニ注意スルヲ要ス

七 優良ナル町村農業技術員ノ養成及普及ニ注意スルコト
農業上必要ナル技術ヲ備ヘ且農村兩利上必要ナル智識及性格ヲ有スル優良ナル町
村技術員ヲ養成シ以テ農村ニ於ケル農事改良ノ指導者タラシムルハ農村ノ発達ヲ
図ル爲極メテ重要ナルコトナルヲ以テ常ニ教科科目ノ選拔及教授方法ノ改善等ニ
留意シ優良ナル町村技術員ノ養成ヲ爲スト共ニ之カ普及ニ努ムルヲ要ス

八 図書及印刷物ノ整理ヲ行ヒ調査研究ノ便ニ資スルコト
農業ニ関シ調査研究スヘキ範圍極メテ広汎ナルカ故ニ万般ノ事項ニ亘リ一時ニ之
カ考究ヲ行フハ不可能ニ屬スルヲ以テ他府縣ノ奨励施設又ハ試験成績ハ勿論政米
等諸外國ノ施設研究ニシテ適切ナルモノハ極力其ノ利用ヲ図ラサルヘカラス之カ
爲ニハ常ニ図書及印刷物ヲ整理シ必要ニ應ジ容易ニ閲覧シ得ル様常ニ整備シ置クヲ
要ス

九 道村農事試驗場ハ毎年適當ナル時期ニ於テ一定ノ期間ヲ限リ特ニ団体視察ヲ

勸誘シ特別ノ説明方法ニ依リ試験成績ノ利用普及ヲ図ルト共ニ農業ニ関スル適
切ナル智識ノ注入ニ努メ農事改良ノ普及ヲ促進スルコト
農事改良ノ普及ヲ図ルニハ講習講話又ハ印刷物ノ配付等其ノ方法多シト余自ラ農
業ニ從事スル者ヲシテ適當ナル時期ニ於テ農事試驗場等ヲ団体ニ視察セシメ研
究成績其ノ他有益ナル事項ヲ實際的ニ説明スルカ如キハ其ノ效果最モ顯著ナルヘ
キヲ以テ試験場等ニ於テハ特別講演ノ実施、優良農具ノ實地運轉又ハ農事改良ニ関
スル活動寫真ノ映寫等適切ナル方法ニ依リ団体視察ノ機会ヲ多カラシメ以テ農事
改良事項ノ普及徹底ヲ期スルヲ要ス

(2) 食糧農産物ニ関スル事項

一 經濟的優良品種ノ育成及普及奨励ニ努ムルコト
品種改良事業ノ要諦ハ經濟的ニ優良ナル品種ノ普及ニアルヲ以テ食糧農作物ト工
藝又ハ園藝農作物トハ向ハス常ニ經濟的關係ニ重キヲ置クヲ必要トス是ヲ以テ育
成ノ当初ニ於テ其ノ方針ヲ確立シ生産者ノ利益増進ヲ旨トセサルヘカラス例ハハ
水稻ノ耐病性又ハ多肥栽培ニ適スル品種、陸稻ノ耐旱性品種、小麦ノ短桿早熟性
品種、園藝作物等ノ耐病性品種ノ育成等ハ概シテ尙未タ改良ノ餘地多キモノナル
ヲ以テ各地重要ナル作物ニ就キ精密ナル研究ニ基キ優良品種ノ育成ニ努ムルト共
ニ之カ普及ヲ奨励スルヲ要ス

二 採種圃ノ經營組織ハ技術上及經濟上ノ要件ヲ深ク考慮シ各地方ノ事情ニ適應セ

ル最良ノ方法ヲ採択スル様努ムルコト

品種改良事業ノ経営組織ハ技術上ノ要件、地方ノ財政状態其ノ他各般ノ事情ヲ斟酌シテ決定スヘキハ勿論ナリト金原種圃ヨリ配付スル種子ヲ増殖スル爲設置スル株種圃ノ配置ニ関シ行政区劃若ハ階級制度等ニ重キヲ置ク。為徒ニ個所数ヲ増加スルカ如キコトアルニ於テハ自然多大ノ經費ヲ要スルコトトナルヘキヲ以テ事情ノ許ス限リ其ノ数ヲ少クシ指導監督ヲ周到ニシ以テ経済的ニ而モ確實ナル效果ヲ收ムル様適當ナル方法ヲ採択スルニ努ムルヲ要ス

三 陸稻及麦類ノ改良増殖ニ注意スルコト

陸稻ハ畑作物トシテ比較的有利ナルヲ以テ近年漸次増加ノ趨勢ニアリト金收量及米額共ニ水稻ニ比シ尙未タ著シク劣レルヲ以テ將來優良品種ノ配付、品種ノ育成就中耐旱性品種ノ育成及普及並簡易ナル灌漑方法ノ利用等ハ陸稻ノ改良増殖上最モ重要ナル事項ナリト認ム

麦作ハ近時稍々減退ノ傾向ヲ示セリト金麦類ハ依然米ニ亞ク本邦國民ノ主要食糧ナルヲ以テ優良品種ノ普及、肥料用法ノ改良、栽培法ノ改良其ノ他優良農具ノ利用等ノ方法ニ依リ経済的ニ生産費ノ低減ヲ図リ之カ改良増殖ヲ期スルヲ要ス

四 甘藷及馬鈴薯等ハ米麦ニ次キ本邦國民ノ重要ナル食糧ナルヲ以テ之カ普及奨励ニ努ムルコト

甘藷及馬鈴薯等ハ其ノ栽培極メテ容易ニシテ豊凶ノ差少ク一定面積ニ於ケル食糧ノ供給量頗ル多キ経済的作物ニシテ本邦ニ於ケル米麦ニ亞ク重要ナル食糧ナルヲ

以テ從來ノ主産地方ニ於テハ勿論其ノ他ノ地方ニ於テモ將來益品種並栽培法ノ改良ヲ行ヒ生産ノ増殖ヲ図ルト共ニ自家用トシテ広ク栽培ノ普及ヲ奨励シ且一旦國內ニ於テ食糧ノ不足ヲ來タシ急速ニ之カ大面積栽培ノ必要ヲ生シタル場合之ニ要スル種苗ハ直ニ其ノ地方ニ於テ容易ニ供給シ得ル様準備シ置クハ國民食糧ノ安定ヲ期スルニ極メテ重要ナル事項ナリトス依テ之カ普及奨励ニ関シ今後一層注意スルヲ要ス

五 栽培法ノ改良促進ヲ図ルコト

墾地、施肥、播種、挿秧等栽培法ノ適否ハ食糧農産物ノ改良増殖上極メテ重要ナル關係ヲ有スルハ論ヲ俟タスト人心動モスレハ新シキ施設ニ熱中スルノ結果他ノ重要ナル事項ヲ顧ミサルカ如キ弊ナキニ非ラサルヲ以テ地方農事試験場其ノ他ノ研究機關ニ於テハ氣候、土質、勞力、資本及慣行等ノ事情ヲ考慮シ益一般栽培ニ付調査研究ヲ行ヒ適切ナル栽培法ノ考究ニ努ムルト共ニ其ノ成績優良ナルモノハ関係機關相協力シテ徹底之カ普及奨励ニ努ムルヲ要ス

六

増收共進会ノ目的ハ増收ニ対スル人心ヲ鼓舞作興セシムルト共ニ農家ノ自発的研究心ヲ助長セシムルニアルヲ以テ同一地区ニ於テ数年同一作物ニシテ増收共進会ヲ開催スルトキハ自發人心ノ倦怠ヲ來タシ時期ノ效果ヲ減殺スルノ憾アルヲ以テ適切ナル時機ニ於テ地区及作物ノ更新ヲ断行シ之カ效果ヲ一層大ナラシムル様注意スルヲ要ス

七 貯蔵ニ関スル調査研究ヲ行フト共ニ之カ改良獎勵ニ努ムルコト

穀物其ノ他食糧農産物ハ其ノ收穫期ニ於ケル天候不良、労力不足又ハ價格暴落等ノ爲相尋長期ニ亘リテ之ヲ貯蔵スルノ必要ヲ生スル場合少カラス而シテ貯蔵方法ノ適否ハ貯蔵中ニ於ケル腐敗喪失及病虫害ノ多少ニ密接ナル關係ヲ有スルヲ以テ之カ改善ヲ図ルハ農家経済並食糧需給調節上頗ル重要ナル事項ナリトス從來農産物ノ改良増殖ニ関シテハ諸般ノ調査研究既ニ成リ実効ヲ收メタルモノ少カラスト雖貯蔵ニ関スル研究ハ尙未タ幼稚ノ時代ニ属スルヲ以テ今後一層此ノ方面ノ研究ヲ進ムルト共ニ適切ト認ムル事項ハ锐意カ普及獎勵ニ努ムルヲ要ス

八 米麦ノ貯蔵上重要ナル關係ヲ有スル含有水分檢定ヲ地方農事試験場等ニ於テ行フコト

米麦ノ含有水分量ハ大体ニ於テ其ノ貯蔵力ノ規準ト見做スヘキモノナリ從來本省ニ於ケル研究ノ結果ニ徴スレハ管理ノ良否ニヨリ幾分ノ差異アルハ免レサル所ナリト銀玄米ニアリテハ約一四一五%、穀米ニアリテハ一五一六%内外ノ水分ヲ含有スルモノハ着シキ喪失ヲ来サスシテ夏秋ヲ爲シ長期ノ貯蔵ニ耐フルカ如キ成績ヲ示セルヲ以テ上記ノ含有水分量ヲ標準トシテ米麦ノ乾燥程度ニ付調査研究ヲ行ヒ適當ナル乾燥方法ノ普及ヲ獎勵スルノ必要アリト認ム特ニ豊作ノ場合ニ於テハ自然米麦ノ貯蔵ヲナスモノ多キヲ以テ之等ニ対シ農事試験場等ニ於テ其ノ含有水分量ヲ檢定シ以テ貯蔵ノ適否ヲ鑑定シ適切ナル指導獎勵ヲ行フハ極メテ必要ナリト認ム

(丙) 工藝農産物ニ関スル事項

一 工業原料農作物ニシテ其ノ地方ノ氣候風土ニ適シ且其ノ生産相当有望ニシテ経済的ニ行ハルル見込アルモノニ付テハ充分注意シテ之カ調査研究及改良獎勵ニ努ムルコト

工業原料農産物ノ国内供給ヲ可成潤沢ナラシムルハ産業ノ飛躍上頗ル緊要ナルコト論ヲ俟タス加フルニ工業原料農産物ノ生産ハ加工ノ伴フヲ普通トスルヲ以テ農村労力殊ニ餘剰労力ヲ生産化スル效果大ナルモノアルカ故ニ之カ飛躍ハ農村経済ノ飛躍上極メテ緊要ナリ是ヲ以テ其ノ地方ノ氣候風土ニ適シ且生産力相当有利ニ行ハレ得ル見込アルモノニ付テハ充分注意シテ之カ調査研究ヲ行フト共ニ適當ト認ムルモノハ之カ普及獎勵ニ努ムルヲ要ス

本省ニ於テモ茶葉ノ改良飛躍ヲ図ル爲茶葉試験場ヲ特設スルノ外他ノ工業原料農産物ノ改良増殖ヲ図ル方法ノ一助トシテ糖業ニ付テハ沖繩鹿児島両縣ニ、麻類ニ付テハ栃木縣ニ、棉ニ付テハ鳥取縣ニ、藍ニ付テハ徳島縣ニ、コオリブニ付テハ香川縣ニ夫々補助金ヲ交付シ各縣立農事試験場ヲシテ之カ調査及研究ヲ行ハシメツツアルヲ以テ必要アル地方ニ於テハ其ノ研究ノ經過ニ注意シ適切ト認ムルモノハ之ヲ利用スルニ努ムムコトヲ望ム又右試験ノ結果大麻及棉ニ在リテハ相当優良ト認ムル品種ヲ育成シ得タルヲ以テ其ノ種子ヲ広く關係多キ府

縣ニ既付シツ、アルカ故ニ成績優良ナル場合ニハ其ノ品種ノ普及促進ニ努ムルヲ要ス

二 茶ノ生産ノ有利ナル地方ニ在リテハ之カ改良増殖ニ留意スルト共ニ一層經濟的茶業經營方法ノ普及奨励ニ努ムルコト

製茶ハ本邦重要輸出農産物ノ一ナルモ其ノ輸出貿易ハ最近着シク不振ニ陥リ大正十年ノ如キハ僅々一十二百万斤ニ過キス之ヲ戰前ノ輸出額三千余万斤ニ比スレハ殆ト三分ノ一二減少セルノ不況ヲ示セリ而シテ之カ主ナル原因ハ本邦製茶ノ品質ノ下落ト價格ノ騰貴トニアリト云茶ノ生産額ノ減少並國內消費増加モ亦其ノ原因ヲナスモノト認メサルヲ得ヌ故ニ現時ニ於ケル主産地方ハ勿論氣候温暖ニシテ茶ノ生有ニ適シ且ツ原野、畑地方等多キ九州及四國ノ南部地方又ハ之ニ類スル地方ニ在リテハ農家ノ副業トシテ適當ニ茶園ノ増加ヲ奨励シ又其ノ他ノ産茶地方ニ於テモ極力茶園ノ肥培及剪枝ノ励行、機械製茶術等普及飛躍ヲ図リ且ツ經濟的製茶經營方法ノ普及ヲ奨励シ以テ製茶品質ノ向上ト生産費ノ低減トヲ期スルト共ニ其ノ生産ノ増加ヲ図ルハ茶業ノ改良飛躍上極メテ緊要ナルヲ以テ茶業ニ適當ナル地方ニ於テハ特ニ注意スルヲ要ス

三 嵩蕨粉ノ需要ハ近時着シク増加シ之カ栽培モ頗ル有利ナル地方多キカ如キヲ以テ之カ生産ニ関シ特ニ注意スルコト

嵩蕨ハ從來ノ如ク食用ニ供用セラルルノ外近來工業上ノ新用途着シク増加シタルヲ以テ供給不足シ價格甚シク騰貴シツツアルノミナラス病害ノ予防ニ注意ス

ルニ於テハ栽培容易ニシテ排水良キ平坦地ハ勿論山間ノ傾斜地ニモ適シ又果樹園茶園桑園桐畑等ノ間作ニ適スル極メテ經濟的ノ作物ナルカ故ニ適當ナル地方ヲ選択シ農家ノ副業トシテ適宜其ノ栽培及製粉ヲ奨励スルハ農家經濟上頗ル緊要ナルヲ以テ特ニ注意スルヲ要ス

(丁) 園藝農産物ニ関スル事項

一 果實、蔬菜其ノ他園藝農産物ノ需要ハ國民生活ノ向上ト共ニ益々増加シ之カ生産ハ農家經濟上頗ル有利ナルモノアルヲ以テ其ノ生産及販賣等ニ関シ充分調査研究ノ上適切ト認ムル事項ハ極力其ノ普及奨励ヲ図ルコト

果實、蔬菜及花卉等ノ園藝農産物ノ需要ハ國民文化ノ進歩及生活ノ向上ト共ニ年々増加ノ趨勢ヲ未セリ而シテ之カ生産ハ多大ノ人カヲ要シ農業者ノ自家勞力ヲ利用シ小面積ヨリ多クノ收益ヲ得クルニ極メテ適當ナルモノナルヲ以テ工藝農作物ト共ニ本邦農村經濟ノ改良飛躍上極メテ緊要ナルモノナルカ故ニ之カ生産及販賣等ニ関シ銳意調査研究ヲ行ヒ適切ト認ムル事項ハ之カ普及奨励ニ努ムルヲ要ス

二 園藝業ハ特殊ノ地方ヲ除クノ外之ヲ副業的ニ經營スル様奨励スルコト

園藝業ハ之ヲ專業的ニ經營スルニ於テハ、面其ノ業務上ニ注意ヲ集注シ得ルノ利ナキニアラスト後一時ニ多大ノ勞力ヲ要シ雇勞働者ヲ要スルコト多キノミナラス一朝天災又ハ價格ノ低落等ニ遭遇セムカ當業者ノ蒙ムル打撃甚大ナルモ

ノアルヲ以テ今後ハ特殊ノ場合ヲ除クノ外適當ナル組織及規模ノ下ニ副業的ニ之ヲ經營シ以テ新業ノ健全ナル發達ヲ期スルニ遺憾ナキ様指導獎勵ヲ加フルヲ要ス

三、蔬菜ハ日常生活上ノ必需品ナルヲ以テ地方ノ事情ニ應シ之ガ改良増殖ニ関シ特ニ注意スルコト

蔬菜ハ國民生活上欠クベカラザル曰常食糧品ナルヲ以テ之ガ改良増殖ヲ図リ需給ノ円滑ヲ期スルハ國民經濟上極メテ緊要ナル向題ナリトス而シテ從來生産ノ方面ニハ相當意ヲ用ヒタリシモ貯藏、荷造、輸送及販賣等ノ方面ニ関シテハ尙遺憾ノ点多カラサルヲ以テ今後生産ノ方面ニ關シ注意スルノ外貯藏、荷造、輸送及出荷組合ノ普及發達等ニ付層層調査研究ヲ行フト共ニ適切ノ事項ニ對シテ充分ナル指導獎勵ヲ行フヲ要ス

四、出荷組合其ノ他適切ナル共同施設ノ普及發達ヲ図ルコト
蔬菜果実等ノ如キ生産者ノ販賣價格ト市場ノ販賣價格ト著シキ差アルモノニアリテハ適當ナル出荷組合ノ設置ニ依リ中間者ヲ減スルニ努ムルト共ニ荷造、包装及輸送等ノ方法ヲ改善スルハ極メテ緊要ナルコトナリトス其ノ他種苗、肥料等ノ購入、器具機械類ノ利用、病虫害ノ防除、生産品ノ貯藏並苗ノ養成等ノ事業ヲ共同的ニ經營スル點ニ組合ノ設置其ノ他適切ナル共同施設ノ普及ニヨリ營業者ノ利益増進ヲ図ルヲ要ス

五、蔬菜類ノ林種事業ニ對シ適當ナル指導獎勵ヲ行フト共ニ必要ニ應シ可成採種組合ノ設置ヲ獎勵シ之ガ發達ヲ図ルコト

蔬菜類ノ種子ノ良否ハ其ノ生産經濟ト重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ種子ノ生産多キ地方ノ採種事業ニ對シテハ常ニ適切ナル指導獎勵ヲ行ヒ優良ナル種子ノ供給ヲ多カラシムル様充分注意スルヲ要ス殊ニ蔬菜類ハ他ノ作物ニ比シ異種ノ交雜及病虫害ニ對スル注意ヲ要スルコト多キヲ以テ必要ニ應シ適當ナル區域ニ依リ採種組合ヲ組織セシメ或ハ品種ヲ統一シ或ハ特ニ管理人ヲ常置シ或ハ共同採種ヲ行ヒ或ハ病虫害ノ共同防除等ノ事業ヲ經營セシムルハ極メテ適切ナル施設ト認ムルヲ以テ其ノ地方ノ事情及必要程度ノ輕重等ヲ考慮シ適切ナル指導獎勵ノ下ニ確實ナル採種組合ノ普及發達ヲ図ル様特ニ留意スルヲ要ス

戊、肥料及土壤ニ関スル事項

一、堆肥 緑肥其ノ他農家自給肥料ノ生産増加ヲ極力獎勵スルコト
此時本邦ニ於ケル販賣肥料ノ消費額ハ一箇年ニ億數千萬円ノ多キニ達シ今後農産物價格ノ騰貴及農家智識ノ上進ト共ニ之カ消費ハ益々増加スヘキ趨勢ナルヲ以テ堆肥、緑肥其ノ他農家自給肥料ノ生産増加ヲ図ルハ肥料ノ國內供給増加ヲ策トシテ最緊要ナルノミナラス地力維持増進ノ目的ニ對シテモ必要欲クハカササル事項ナルヲ以テ田畑ニ於ケル栽培緑肥ノ改良發達ニ留意スルハ勿論原野ニ於ケル野草供給力増加ノ研究堤防畦畔等ニ於ケル緑肥植物ノ繁殖並塵埃、泥土、水藻及畜糞等ノ利用増進ニ関シテモ鋭意研究スルト共ニ確實ト認ムル事項ハ極力之カ指導獎勵ニ努ムルヲ要ス

二、緑肥作物ノ種類ノ選拔及品種ノ改良ニ付調査研究及獎勵ヲ行フコト

綠肥作物中ニハ近來「ジャートウ」イツケンレ、コセラデラレ等ノ如キ新種類ニシテ有望ナルモノ少カラズ農商秀省ニ於テモ是等ノ新種類ノ綠肥種子ヲ配付シツツアルヲ以テ各地方ノ狀態ニ鑑ミ在來ノ綠肥ト比較研究ヲ爲シ適當ナル種類ハ速ニ之カ普及ニ努ムルト共ニ從來栽培セラレタル綠肥作物ニ付テモ收量多ク且耐寒耐病等ノ特性ヲ有スル品種ノ選抜及育成ニ努ムテ以テ收量ノ増加ヲ図ルト共ニ從來氣候等ノ關係上栽培セラレサル地方ニモ普及セシメ自給肥料ノ供給増加ヲ期スルヲ要ス

三 施肥標準調査ハ可成實用ヲ主眼トシテ之ヲ施行スルコト

施肥標準調査ハ肥料ノ經濟的施用法ノ普及獎勵上極メテ必要ナル施設ニシテ近時之カ調査ヲ行フ府縣益多キヲ加ヘツ、アルハ實ニ善フヘキ現象ナルモ往々土性ノ調査ニ重キヲ置キ然ニ多額ノ經費ヲ費シテ實用上ノ效果乏シキ調査ヲ行フカ如キ地方ナキニ非サルヲ以テ施肥標準調査ハ寧ロ大体ノ標準ヲ知ルニ止メ努ムテ實用的ニ之ヲ施行セムコトヲ要ス

四 相當大面積ニ亙ル特殊不良土壤ニ付調査研究ヲ行ヒ其ノ生産力ノ増進ニ努ムルコト

近時生産力低キ大面積ノ特殊土壤ニ對シ之カ施用法其ノ他ニ付研究ノ結果ヲ利用シ其ノ生産力ヲ着シク増大セシメタル爲ニ其ノ土地ノ開拓ヲ促進シ效績顯著ナル事例少シトセス地方農事試験場ハ常ニ管内ニ於テ相當大面積ニ亙ル荒地ノ有無及其ノ原因ニ付調査研究シ其ノ地力ノ増進ヲ図リ以テ生産力ノ増加ニ努ム

ルヲ要ス

五 肥料ノ經濟的施用法ノ普及ニ関シ適切ナル實地指導ヲ行フコト

肥料施用法ノ改良ハ生産増進並農家經濟上最重要ナル事項ナルヲ以テ施肥標準調査其ノ他ノ研究成績等ニ基ク經濟的施用法ノ普及獎勵ハ努メテ適切ニ之カ指導ヲ行フ必要アリ是ヲ以テ單ニ講習講話等ノ方法ノミヲ以テ足レリトセス其ノ地方ニ適切ナル方法ヲ考究シ可成實際的指導獎勵ノ方法ヲ講スルヲ要ス

六 田畑ニ於ケル深耕ト施肥量ト收量トノ關係ニ付技術的及經濟的調査研究ヲ行

ヒ集約的農業ノ獎勵ニ對スル基礎資料ノ查定ニ努ムルコト

本省ノ如ク耕地狭少ニシテ人口多大ナル國ニ在リテハ可成集約ナル農業ヲ經營スルヲ利トスルヲ以テ深耕ノ程度及肥料ノ經濟的施用量ノ如キ收穫増進ト最密接ナル關係ヲ有スル問題ニ関シテハ特ニ周密ナル研究ヲ爲スノ必要アリ加フルニ本研究ノ如キハ別ニ多クノ經費ヲ要セサルヲ以テ各地方農事試験場ハ深耕ノ程度ト肥料施用量並其ノ收穫及收益トノ關係ニ付完全ナル設計ヲ定メ可成長期間ニ亙リ研究ヲ繼續シ其ノ成績ヲ發表シ農業經營上適切ナル集約程度ヲ查定スルニ必要ナル參考資料ヲ提供スルニ努ムルコトヲ要ス

七 肥料ノ共同購入及共同配合ノ獎勵ヲ爲スコト

肥料ニ関スル農家ノ智識不足ノ爲ニ之カ購入ニ際シ其ノ運次ニ苦シムノミナラス往々ニシテ不正不利ノ肥料ヲ購入スルコトナシトセス是ヲ以テ善良ナル肥料ノ購入、肥料代ノ軽減及労力節約等ヲ計ル爲適當ナル指導獎勵ノ下ニ適切ナル方

法ニ依リ肥料ノ共同購入及共同配分ノ普及ヲ図ルヲ要ス
共同購入ノ場合ニ於テハ特ニ其ノ肥料ノ保証成分量ニ注意シ其ノ實際含有成分
量ニ不足アルコトヲ発見シタルトキハ之カ賠償ヲ爲サシムル様豫メ契約スルヲ
要ス

八 肥料ノ成分売買ニ関スル慣習ヲ養成スル様努ムルコト

本邦農家ノ多クハ禾夕成分價格ニ依リ肥料ヲ購買スルノ慣習ヲ有セサルヲ以テ
各地方当事者ハ特ニ過燐酸石灰ノ如キ單純ナル成分ヲ有シ而カモ販賣品中區々
ノ成分ヲ有スルモノニシテ成分價格算出ノ平易ナルモノニ對シテハ其ノ市價ヲ
調査シ更ニ其ノ成分ニ對スル市價ヲ算出シ農家ヲシテ成分價格ノ低廉ナル經濟
的肥料ヲ購入セシムル様特ニ指導ニ努ムルヲ要ス

(乙) 病菌害蟲ニ関スル事項

一 病菌害蟲ニ依ル農産物ノ損害ハ頗ル巨額ニ達スルモノアルヲ以テ之カ駆除豫
防ノ普及飛達ヲ図リ以テ農業生産力ノ増進ニ努ムルコト

病菌害ニ基因スル農産物ノ減損八年々驚クヘキノ巨額ニ達スルヤ敢テ疑ヲ要セ
又今依ニ本邦内地ニ於ケル農産物ノ總生産額ヲ一箇年三十五億円ト推定シ病蟲
害ニ依ル毎年ノ損害歩合ヲ依ニ其ノ百分ノ三トスレハ一億五百万円又其ノ百分
ノ五トスレハ一億七千五百万円ノ巨額ニ達スルノ理ナリ是ヲ以テ病菌害蟲駆除
豫防ノ普及ヲ図リ以テ農業生産力ノ増進ニ努ムルヲ要ス

二 道府縣廳及道府縣農事試験場等ニハ病菌害蟲ノ防除ニ関スル智識及經驗アル
専任技術員ヲ設置セラルル様努ムルコト

適切ナル病菌害蟲駆除豫防方法ノ普及飛達ヲ図ル爲智識及經驗ヲ有スル技術員
ヲ道府縣及道府縣農事試験場等ニ設置シ之カ調査研究ヲ行フト共ニ周到ナル駆
除豫防ノ実施ヲ図ルヲ要ス

三 農事試験場其ノ他ノ機關ニ於テ種苗ヲ養成配付スルニ際シテハ病菌害蟲ノ駆
除豫防ヲ行フハ勿論之カ附着ノ有無ニ付嚴密ナル検査ヲ行ヒ危險ナキモノヲ
配付スル様特ニ注意スルコト

従末農事試験場等ヨリ配付セル種苗ハ比較的安全ナルモノ多キモ稀ニハ病菌害
蟲ノ附着セシ爲後ニ至リテ災害ヲ及ボシタル例無キニ非サルヲ以テ駆除豫防ノ
実施並検査ニ付一層周到ナル監督ヲ行フヲ要ス

四 螟虫ノ駆除豫防ニ関シ螟蟲卵寄生蜂ノ保護及葉鞘疫色莖ノ摘採ニ付特ニ適切
ナル指導獎勵ヲ爲シ一層之カ普及飛達ヲ期スルコト

螟蟲卵寄生蜂ハ螟虫ノ最有カナル天敵ニシテ螟虫ノ繁殖ヲ抑制スル上ニ於テ頗
ルカアリ又葉鞘疫色莖ノ摘採ハ二化性螟虫ノ駆除上最モ效果大ナル方法ナルモ
是等ノ點ニ関シ未タ自覺セサル農家多キヲ以テ特ニ實際的ノ指導ヲ爲ス等一層
之カ普及飛達ニ努ムルヲ要ス

五 イセリヤ介殼虫、ルビノ蠟虫、矢ノ根ハ殼虫、紫雲英菌核病、根頸癌腫病及
馬鈴薯萎縮病等種苗ニ依リテ伝播スル病菌害蟲ニ對シテハ種苗購入ノ際病蟲

害ナキモノヲ購入スルカ若クハ之ヲ防除シタル後播種若クハ栽植スル様一般当業者ノ注意ヲ喚起スルコト

種苗ニ依リ伝播スル病菌害虫ノ防除ニ関シテハ夫々種苗生産地ニ対シ奨励ヲ加ヘツツアリト雖未タ一般需要者ノ自覚ナキ爲之カ実地上遺憾ノ実動カラズ是ヲ以テ一般当業者ニ対シ病虫害ナキモノヲ購入スルカ若クハ購入後之ヲ防除シタル後播種若クハ栽植セシムル様特ニ注意スルヲ要ス

六 最近殺菌剤若クハ駆虫剤ノ製造又ハ販売ニ関シ不正ナル手段ヲ弄スル者漸ク増加セムトスルノ傾向アルヲ以テ之カ購入及使用ニ対シ一般当業者ニ注意スルコト

最近殺菌剤又ハ駆虫剤ノ坊間ニ販売セラルルモノ著シク増加シタルカ之等ノ中ニハ效果ノ疑ハシキ不正品等モ少カラサルヲ以テ農業者ヲシテ效力確實ナルモノヲ購入セシムル様注意スルヲ要ス

(庚) 農用器具機械ニ関スル事項

一 経済的ニシテ容易ニ得ラルヘキ動力ヲ地方ノ必要ニ應シ農業ニ利用スル様奨励スルコト

最近農村ノ勞力ハ著シク不足シ隨テ勞銀又昂騰スルニ至レルヲ以テ人カヲ補足スヘキ他ノ動力ヲ利用スルコトハ農業経営上最緊急ナル向題ナリトス而シテ本邦農村ノ現況ニ徴スレハ牛馬等ノ畜力利用モ相当講セラレツ、アリト尙概シテ

耕作運搬ニノミ使用セラレ他ノ農業用動力トシテハ一部ノ地方ヲ除キテハ畜力利用ヲ見サルカ如キ実状ニアリ又水カ機、電動機及発動機等ノ利用ニ至リテハ極メテ幼稚ナル状態ニシテ將來之等ノ利用ヲ増進スルノ餘地甚々大ナルモノアルヘキヲ以テ地方ノ事情ヲ精査シ安價ニシテ容易ニ得ラルヘキ動力ハ極力之カ利用ニ努メ農村勞力ノ緩和ニ努ムルヲ要ス

二 地方ノ事情ニ適應セル優良ナル農用器具機械ノ利用普及ヲ図ルコト

前已ニ述ヘタル如ク農村ニ於ケル人カノ缺乏ハ之ニ代ルヘキ各種動力ノ利用ヲ促シ動力農具ノ要求益急ナラムトス然リト尙往々ニシテ其ノ地方ノ事情ヲ考慮セズ唯徒ニ時流ニ趨リ人カ、畜力等ノ豊富ナル地方ニ於テモ之等ノ利用増進ヲ図ルコトナク漫然然然動機、動力農具等ノミヲ奨励スルカ如キ弊ナキニアラサルヲ以テ農具ノ奨励ニ当リテハ特ニ人カ及畜力ノ多少、農業経営上ノ慣習及安價ニシテ得易キ動力ノ有益等地方ノ事情ニ就キ深甚ナル注意ヲ拂ヒ適切ナル農具ノ普及ヲ奨励シ以テ生産費ノ低減ヲ図リ農家ノ收益ヲ増加セシムルト共ニ農村ノ発達ヲ期スル様特ニ留意スルヲ要ス

甲 諮問事項及協議事項

三 大正九年四月開催 主要食糧農産物増殖改良協議會ニ於ケル諮問事項及協議事項並答申及決議

農商務省提出諮問事項及協議事項

諮問事項

- 一 道府縣ニ於ケル米、雜穀、甘藷及馬鈴薯等主要食糧農産物ノ増殖及改良ニ関スル現時ノ施設要綱及今後之カ奨励ニ関シ其ノ道府縣ニ於テ特ニ必要ト認ムル重要ナル施設事項如何(書面答申)
- 二 主要食糧農産物ノ増殖及改良ニ関シ最勞力ノ不足ヲ感スル作業ノ種類並其ノ勞力補足ノ目的ヲ以テ特ニ改良ヲ急務トスル農用器具機械ノ種類及改良ヲ必要トスル事項如何
- 三 増收共進会ノ效果及其ノ效果ヲ一層大ナラシムル方策如何
- 四 工業原料農作物ニシテ近來着シキ盛衰ヲ来シタルモノアラバ其ノ作物ノ種類、盛衰ノ状況及其ノ原因並今後ノ対応如何(書面答申)

協議事項

- 一 主要食糧農産物ノ増殖及改良ヲ一層徹底的ニ遂行スルノ必要アリ之ニ対スル奨励方策ニツキ今後特ニ注意ヲ要スト認ムル事項
- 二 郡市町村ニ於テ特ニ直接農業者ニ接觸シテ主要食糧農産物ノ増殖及改良奨励ニ從事スル農業技術員ノ普及ヲ図ルニ付適切ナル設置ノ方法其ノ設置ニ関シ特ニ注意ヲ要スト認ムル事項
- 三 國民ノ生活上必要ナル蔬菜ノ増殖及改良ニ関シ特ニ注意ヲ要スト認ムル事項

府縣提出協議事項

- 一 主要食糧農産物生産過剩價格低落ノ場合ニ於ケル適當ナル調節方法如何(北海道提出)
- 一 新嘗祭獻穀中ニ麦(精麦)ヲ御採用方其ノ筋へ建議ノ件(山口縣提出)

乙 答申及決議

農商務省提出諮問事項答申(書面答申ハ省略)

諮問事項第二

主要食糧農産物ノ増殖及改良ニ関シ最勞力ノ不足ヲ感スル作業ノ種類並其ノ勞力補足ノ目的ヲ以テ特ニ改良ヲ急務トスル農用器具機械ノ種類及改良ヲ必要トスル事項如何

右ニ対スル答申

- (一) 最モ勞力ノ不足ヲ感スル作業ノ種類
開墾、耕耘、播種(移植)、灌溉、除草、病菌害虫駆除豫防、收穫、調製
- (二) 右ノ勞力補足ノ目的ヲ以テ特ニ改良ヲ急務トスル農用器具機械ノ種類
開墾機(耕耘機、脫穀機)、播種器(移植器)、整地器、耕耘器(犁)、灌溉用器(水車等)、除草器、病菌害虫駆除豫防器、乾燥器、脱穀器、収摺器、收穫器
萬石、莖箕
- (三) 改良ヲ必要トスル事項

イ 犁、深耕ニ適セシムルコト
ロ 農用器具機械ニハ畜力又ハ小型ノ動力機ヲ利用スルコト
要之凡テノ農用器具機械ノ改良ハ

價格ノ廉ナルコト
工程ヲ大ナラシムルコト
修繕ノ易キコト
堅牢ナルコト
使用ノ便ナルコト

ヲ目的トスルハ従来指導サレル所ナレトモ之カ實現ハ容易ナラサルノ憾アリ故ニ此際特ニ之カ實現ヲ期スルヲ必要ナリトス
次ニ農用器具機械ノ改良ハ可及的本邦農業ニ適應スルヲ以テ主眼トスルコト
希望事項

- (一) 道府縣ニ於ケル優良ナル農用器具機械ノ改良ヲ図ルヘク調査研究サレタキコト
- (二) 優良農用器具機械ノ周知ヲ図ラレタキコト
- (三) 農用器具機械ニ関スル智識ト技能トノ向上ヲ図ルヘキ適當ナル施設ヲ爲サレタキコト(使用者、製作者、技術者)
- (四) 改良農用器具機械ノ発用製作ニ対シ特殊ノ保護奨励法ヲ講セラレタキコト
- (五) 改良農用器具機械ノ展覽會等ヲ開催サレタキコト但シ各府縣ニ於テスル時ハ

- (六) 相当ノ補助ヲ爲サレタキコト
- (七) 農用器具機械ノ研究試験及製作ニ関シ適當ナル施設ヲ爲サレタキコト
- (八) 本省並ニ道府縣ニ適當ナル農具ニ関スル技術官ヲ設置サレタキコト
- (九) 道府縣ニ於テ優良農具ノ蒐集並ニ調査ヲ爲スニ対シ適當ノ補助ヲ爲サレタキコト

諸問事項第三

増収共進会ノ效果及其ノ效果ヲ一層大ナラシムル方策如何

右ニ対スル答申

- (一) 前段ニ関スル決議
- (二) 農法ノ改良ニ関シ当業者ノ自覚ヲ促進シタルコト
- (三) 後段ニ関スル決議
- (四) 増収共進会ノ開催ニ対シ農商務省ヨリ交付セラルヘキ奨励金ヲ一層増額セラレタキコト
- (五) 増収共進会ノ出品作物ハ之ヲ米麦ニ限定セズ主要食糧農作物全般ニ及ホス様
拡張セラレタキコト
- (六) 優等受賞者ノ耕種方法及成績ヲ印刷ニ附シ一般ニ配付スルコト
- (七) 一、二等受賞者ニハ農商務大臣ヨリ褒賞ヲ授与セラレタキコト
- (八) 審査ヲ正確ニシ實際ニ適切ナラシムルコト
- (九) 授賞式ヲ盛大ニシ多數人ヲ参会セシメ授賞者ノ名譽ヲ称揚セシムルコト

- (七) 地方ノ事情ニ依リ其ノ競争範圍ヲ拡大シ団体出岳ヲ爲スコト
- (八) 一般当業者ヲシテ増收ニ対スル氣風ノ作興ニ努ムルコト
- (九) 農家ヲシテ玄ク出岳地ヲ視察セシムルコト
- (十) 優等受買者ノ耕作、設計ニ関與セル技術員ニ投資費ヲ授與セシムルコト
- (十一) 増收共進会ノ主旨ヲ一般ニ徹底セシムルコト

農商務省提出協議事項決議

協議事項第一

主要食糧農産物ノ増殖及改良ヲ一層徹底的ニ遂行スルノ必要アリ之ニ対スル獎勵方策ニツキ今後特ニ注意ヲ要スト認ムル事項

右ニ対スル決議

- (一) 中央及地方ニ食糧ニ関スル特別機關ヲ設置スルコト
- (二) 地方官々制ヲ改正シ食糧ニ関スル專任職員ヲ設置スルコト
- (三) 農事ニ関スル專任職員ニハ農事ニ関スル學識經驗アル者ヨリ任用スルコト
- (四) 中央及地方ニ於ケル農事試驗場ノ拡張及完備ヲ図ルコト
- (五) 食糧ノ需給ニ関スル調査ヲ一層徹底的ニ行フコト
- (六) 農事ノ試験及研究ヲ綜合的ニ行フコトニ一層力ヲ用フルコト
- (七) 國庫ノ補助金ヲ増額スルコト
- (八) 町村農事ノ改良ヲ徹底的ニ獎勵スルコト

- (九) 農事ニ関スル功勞者表彰ノ途ヲ講スルコト
- (十) 自給肥料供給増加ヲ図ルト共ニ畜力ノ利用ヲ盛ナラシムル爲家畜ノ繁殖ヲ図ルコト

協議事項第二

郡市町村ニ於テ幣ニ直接農業者ニ接触シテ主要食糧農産物ノ増殖及改良獎勵ニ從事スル農業技術員ノ普及ヲ図ルニ付適切ナル設置ノ方法其ノ設置ニ関シ特ニ注意ヲ要スト認ムル事項

右ニ対スル決議

- (一) 町村ニ於ケル技術員ハ町村又ハ町村農會ニ設置スルヲ原則トス但シ地方ノ事情ニ應シ道府縣郡又ハ道府縣郡農會技術員トシテ任用シ一ヶ町村又ハ數ヶ町村ヲ担任区域トシテ駐在セシムルヲ妨ケス
- (二) 町村ニ於テ直接農業者ヲ指導獎勵スル適當ノ適當ノ技術員ヲ供給スルコト甚困難ナルヲ以テ道府縣ニ於テ独立ノ養成機關ヲ設置シ之ニ対シ國庫ヨリ補助金ヲ交付セラレタキコト
- (三) 町村ニ於ケル技術員ノ優遇法トシテ國庫ヨリ相当ノ補助金ヲ交付セラレタキコト
- (四) 町村ニ於ケル技術員ニ関スル辭令ハ道府縣郡又ハ道府縣郡農會於テ交付スルコト
- (五) 郡市町村ニ於ケル技術員ニシテ成績優良ナルモノヲ道府縣又ハ國ニ於テ表彰スルコト

スルコト

協議事項第三

国民ノ生活上必要ナル蔬菜ノ増殖及改良ニ関シ特ニ注意ヲ要スト認ムル事項
右ニ対スル決議

(一) 蔬菜ニ関スル技術員ノ養成ヲナスコト

1、 国ノ養成機關ヲ拡張サレタキコト

2、 郡町村ノ技術員ニ対シ蔬菜ニ関スル知識技能ヲ附與スルコト

(二) 蔬菜ノ増殖及改良ニ関スル指導奨励ニ從事セシムル爲地方廳ニ専門技術員ノ普及ヲ図ルコト

此目的ヲ達スル爲特定ノ助成法ヲ講セラレタキコト

(三) 蔬菜ニ関スル研究事業ヲ拡張サレタキコト

(四) 因及道府縣農事試験場等ニ於テ一層蔬菜ノ増收並ニ品種改良採種ニ関スル試験ヲ行フコト

(五) 裏作間作及空地ノ利用等ニ依リ蔬菜栽培面積ノ増加ヲ図ルコト

(六) 蔬菜ノ病菌害虫ノ駆除豫防ヲ一層奨励スルコト

1、 此目的ヲ達スルニハ可成的駆除班並ニ駆除豫防組合等ヲ設置セシムルコト

2、 駆除豫防法ノ研究ヲ一層進メラレタキコト

3、 駆除豫防法ヲ周知セシムルコト

4、 其ノ目的ノ駆除豫防ヲ爲スニ際シ相当ノ補助ヲセラレタキコト

5、 駆除豫防ニ関スル器具機械ヲ貸與スルコト

(七) 蔬菜採種事業ノ改良飛進ヲ図ルコト

道府縣農事試験場等ニ於テ採種圃ノ特設又ハ完備ヲ図ルト共ニ特殊蔬菜ノ特産地ニハ可成採種組合等ヲ設ケシメ適當ナル方法ニ依リ優良ニシテ純正ナル種子ノ多産ニ努メシムルヲ要ス

1、 道府縣農事試験場等ニ於テ採種圃ノ特設又ハ完備ヲ図ル場合ニハ相当ノ補助アリタキコト

2、 採種ノ方法ニ於テ特ニ研究ヲ爲シ其ノ成績用トナリシモノハ発表サレタキコト

3、 採種ニ対シ適當ノ指導ヲ督ヲナスコト

4、 国ニ於テ委託採種ノ途ヲ開カレタキコト

(八) 優良ナル種子ノ配付其ノ他適當ナル方法ニ依リ優良品種ノ普及ヲ図ルコト

1、 主要蔬菜ノ原産地ニ採種組合ヲ組織セシメ之ニ奨励金ヲ交付スルコトヲ條件トシテ農商務省ヨリ当該道府縣ニ補助金ヲ與ヘ生産セル種子ハ農商務省ノ指定セル農業団体ヲシテ一手販売セシメ各府縣ハ適當ノ方法ニヨリ該団体ヨリ共同購入ノ方法ヲ講スルコト

2、 講習講話等ノ際可成的其ノ土地ニ適セル優良品種ノ種子ヲ無償配付スルコト

(九) 蔬菜優良種子ノ共同購入ヲ奨励スルコト

- (一) 貯蔵加工及調理法ニ関スル研究ノ促進及普及ヲ期スルコト
 - 1、 国ニ於テ適當ナル研究並ニ促進ノ施設ヲナサレタキコト
 - 2、 蔬菜ノ加工調理ノ講習講話会ヲ開催スルコト
- (二) 蔬菜園藝ニ関スル嗜好ノ向上普及ヲ図リ家庭ニ於テモ事情ノ許ス限リ適當ナル蔬菜ヲ栽培スル様奨励スルコト
- (三) 蔬菜ノ共同販売ヲ奨励スルコト

今後一層農会聯合販売幹旋所、公私設市場又ハ産業組合等ノ活動ニ依リ蔬菜ノ共同販売ヲ奨励スルコト
- (四) 荷造輸送方法ノ改良ヲ図ルコト
 - 1、 運賃ノ軽減ヲ講セラレタキコト
 - 2、 輸送ノ円滑ト迅速ヲ計ラレタキコト
- (五) 蔬菜ノ産評会等ノ開催ニ関シ左記ニ注意スルコト

産評会ノ審査ニ当リテハ従来動モスレハ品質ノ懸ヲ偏重シタル嫌アリシカ今後収量ノ良ニ対シテモ相当考慮ヲ加フルヲ要ス又産評会ノ開催殊ニ都市又ハ其ノ附近ニ於テ開催スル場合ニ在リテハ可成即売等ノ方法ヲ講シ需要者並ニ当業者ノ蔬菜ニ関スル智識ノ開拓ニ努ムルコト

道府県提出協議事項
北海道提出協議事項

主要食糧農産物生産過剩價格低落ノ場合ニ於ケル適當ナル調節方法如何
右ニ対スル決議

- (一) 價格ノ法定ヲ為スコト
 - (二) 鐵路ノ拡張ヲ図ルコト
 - (三) 消費利用ノ増進ヲ図ルコト
 - (四) 農業倉庫ノ設置ヲ一層奨励スルコト
 - (五) 政府ニ於テ中央農業倉庫ヲ設置スルコト
 - (六) 輸入米ノ専売ヲ行フコト
- 山口縣提出協議事項
新嘗祭献穀中ニ麦(精麦)ヲ御採用方其ノ筋へ建議ノ件
右ニ関シテハ全会一致ヲ以テ本省ニ於テ可成取計ハレ度旨希望アリ決議ヲ為サス

大正七年
四、 龍巖 主要食糧農作物改良増殖協議会ニ於ケル協議事項並決議

甲 協議事項

- 農商務省提出協議事項
- 一 本邦國民ノ主要食糧品タル米及雜穀類ノ国内生産増加ノ奨励ニ関シ今後特ニ注意スヘキ事項

- 二 本邦食糧品ノ国内供給ヲ一層潤沢ナラシムル爲補助食物タル甘藷及馬鈴薯等ノ生産及消費ノ増加ヲ図ルノ必要アリ之カ獎勵ニ関シ今後特ニ注意スヘキ事項
- 三 米麦品種改良事業ノ經營ニ関シ特ニ注意スヘキ事項
- 四 肥料ノ国内生産増加方策及之カ経済的施用法ノ指導獎勵ニ関シ特ニ注意スヘキ事項
- 五 増收ト深耕トノ関係ニ関スル試験成績及其ノ適切ナル獎勵方法
- 六 優良ナル町村技術員ノ養成及其ノ普及方法
- 七 以上各項ノ外農事ノ改良獎勵ニ関シ特ニ改善ヲ要スト認ムル事項

乙 決議

農商務省提出決議事項決議

決議事項第一

本邦国民ノ主要食糧品タル米及雜穀類ノ国内生産増加ノ獎勵ニ関シ今後特ニ注意スヘキ事項

右ニ対スル決議

本邦国民ノ主要食糧品タル米及雜穀類ノ国内生産増加ノ獎勵ニ関シ今後注意スヘキ事項多クアリト雖特ニ重要ト認ムルモノ左ノ如シ

- (一) 耕地ノ拡張及改良ヲ図ルコト

耕地ノ拡張ヲ圖ルハ一面文明ノ進歩ニ伴フ耕地ノ濫墾ヲ補充シ進テ農業生産ノ場処ヲ拓ムル所以、耕地ノ改良ヲ行フハ土地ノ農業上ノ生産能力ヲ發揮スル所以ニシテ兩者相伴フテ食糧生産ノ基礎的施設ニ屬ス本邦土地能ク開ケタルカ如キモ耕地ハ国土面積ノ一割五分餘ニ過キスシテ開墾、干拓等ノ餘地猶多ク從來ノ調査ニ依ルニ其ノ見込地約二百万町歩(内地百二十餘万町歩北海道七十餘万町歩)アリ又現耕地ノ改良ヲ要スルモノ猶約百万町歩アリ之ヲ開墾改良ノ實ヲ擧ゲンニハ左記ノ諸要點ニ留意シ適當ナル方策ヲ案シ極力施設ヲ爲スコトヲ必要ト認ム

イ 土地利用計畫ノ結果ヲ利用スルコト

耕地拡張見込中大面積ノモノニ付テハ今年度ヨリ固自ラ之カ内務ノ方法擴張ノ見込等ニ内スル計畫ノ概要ヲ立案シテ地方廳等ニ示シ以テ実行ヲ勸奨セント又故ニ之ヲ利用シテ実效ヲ收ムルカ爲適當ナル手段方策ヲ講スルヲ必要ト認ム

ロ 小面積ノ耕地拡張見込地ニ付テハ特ニ各地方ニ於テ之ニ留意シ開墾ノ方法ヲ講スルコト

前項ノ土地利用計畫ヲ行フモノハ相当大面積ノモノナルカ故ニ小面積ノモノニ付テハ特ニ各地方ニ於テ留意シ開墾ノ方法ヲ講スルヲ必要ト認ム

ハ 現耕地ノ改良ニ付テハ一層奨励ノ歩ヲ進ムルコト

従来ノ耕地整理ハ主トシテ現耕地改良ノ実ヲ導ケ其ノ成績良好ナリ而シテ將來猶改良ヲ要スヘキモノ甚々大ナリ政府ハ今後特ニ耕地拡張ニカテ致サントスト自之カ爲ニ應モ現耕地ノ改良ヲ固却スヘキモノニアラス両者相俟テ土地ノ農業上ノ利用ヲ全カラシムルヲ要ス改ニ現耕地改良ニ付テモ一層努力シテ益、實績ヲ挙クルヲ必要ト認ム

二 農業水利ノ便ヲ圖ルコト

耕地ノ拡張及改良ヲ図ルニ付農業水利ノ便ヲ得ルト否トハ根本的的重大問題ニ屬ス然ルニ苗木ノ水利慣行アリテ意ノ如クナラサル場合勘方ラス又水カ工業等ノ発達等ニ伴ヒ動モスレハ水久ノ不便ヲ未スコトナキニアラス改ニ相当ノ手段ヲ案シテ利便ヲ進メ調和ヲ爲シ以テ実利ヲ挙クルコトヲ必要ト認ム

ホ 灌漑ノ方法ヲ改善シ水ノ經濟的使用ヲ圖ルコト

従来ノ灌漑ノ慣行ハ必要以上ノ水量ヲ費シツ、アルモノ決シテ少ナラサルヲ見ル改ニ相当ノ工夫研究ヲ爲シ水量ノ經濟的使用ヲ図ラハ之ニ依テ得ヘキ過剩ノ水量ヲ他ノ土地ニ用干テ新ニ生産ノ増加ヲ図リ得ヘク其ノ實益大ナルモノアルヘシ宜シク之ニ留意シテ実利ヲ挙クルノ手段ヲ講スルヲ必要ト認ム

ヘ 排水ノ方法ヲ工夫改善シ其ノ実ヲ挙クルコト

排水ノ事亦工夫改善スヘキ餘地甚々大ニシテ暗渠排水法ノ如キ特ニ奨励スヘキ事項ニ屬ス宜シク排水ノ效ヲ收ムルカ爲ニ相当ノ手段ヲ講スルヲ必要トス

ト 畑地利用ノ方法ヲ工夫改善シ其ノ実ヲ挙クルコト

畑地ノ利用ニ付テハ一層考慮スヘキ矣勘カラサルハ勿論ニシテ或ハ特ニ灌漑ノ方法ヲ設ケテ生産ノ増加ヲ図ルカ如キハ其ノ一ナリ進テ工夫改善ヲ爲スヲ必要ト認ム

チ 事業資金ノ融通ヲ便ナラシムルコト

耕地ノ拡張改良ノ事業ニハ資金融通ノ便ヲ得ルコト甚々所要ナリ特ニ耕地拡張ノ場合ニ於テ従来ヨリモ一層其ノ便ヲ進ムルノ工夫ヲ爲スヲ必要ト認ム

リ 耕地整理工事完了後ノ事務ノ進捗ヲ図ルコト

工事完了後ノ換地交付、地價賦課、登記等事務ノ進捗未タ意ノ如クナラサルハ頗ル遺憾トスル所ナリカメテ之カ進捗ヲ図ルヲ必要ト認ム

又 耕地整理後ハ耕地利用ヲ全カラシムルコト

整理セラレタル耕地ハ其ノ生産能力全キヲ得タルニ拘ラズ新農肥培等耕地利用ノ方法ニシテ之ニ適合スルヲ得サレハ遂ニ其ノ能力ヲ發揮スルヲ得ス即チ此ノ莫ニ留意シ利用ノ全キヲ得セシムルヲ必要ト認ム

希望事項

- イ 公有地及私有地ノ利用事業ニ対シテハ國庫ヨリ直接補助ヲナサレタキコト
- ロ 国有地ノ利用事業ハ國ノ直營トセラレタキコト
- ハ 既耕地ニ対スル大規模ノ灌漑、排水事業中殊ニ必要ト認ムルモノハ國ノ直營トシ若ハ特別ノ補助ヲナスノ途ヲ開カレタキコト
- ニ 国有林野中農耕適地ノ処分ヲ容易ニシ且速ニ実行セラレタキコト
- ホ 耕地整理補助金額ヲ増加シ補助率ノ最高ヲ交付セラレタキコト
- ヘ 耕地整理補助額ヲ増加シ縣經營ニ対シテモ組合ト全樣ノ補助金ヲ交付セラレタキコト
- ト 耕地整理事業ニ対シ低利資金ヲ増額セラレンコトヲ望ム
- チ 耕地ニ灌漑スル水量ヲ過不足ナカラシメ生産ノ増加ヲ図ラントセハ法規ノ力ニ待ツヘキモノ難カラサルヲ以テ農業水利法ヲ制定セラレムコトヲ望ム
- リ 政府ノ直營ヲ以テ原野利用ノ經濟的模範農場ヲ設置セラレタキコト

(二) 二毛作其ノ他耕地ノ經濟的利用ノ普及飛躍ヲ図ルコト

二毛作其ノ他耕地ノ經濟的利用ノ普及飛躍ヲ図ルハ食糧農産物ノ改良増殖上極メテ緊要ナル事項ナリトス今本邦ニ於ケル田地一毛作及二毛作ノ割合ヲ見ルニ明治四十年ニ於テハ水田面積ノ約六割ニ分ハ一毛作田ニシテ約三割八分ハ二毛作田ナリシカ大正五年ニ於テハ一毛作田ハ田地ノ約六割ニシテ約四割ハ二毛作ヲ行フニ至リ耕地ノ利用ハ漸次進歩ノ傾向ヲ示シツツアリト雖ニ毛作ヲ行フ田地ノ面積ハ未タ田地總面積ノ半ニ毛達セサルカ如キ状況ニシテ耕地利用増進ノ餘地頗ル多キヲ以テ今後一層之力普及飛躍ヲ図ルヲ必要ト認ム而シテ其ノ方法ニ至リテハ各地方ノ状況ニ依リ同一ナラサルヲ以テ宜シク地方ニ於ケル氣候、風土及經濟的關係等ヲ考慮シ天々適當ナル方策ヲ定ムルヲ必要ト認ム

左記ノ事項ハ耕地ノ經濟的利用ノ獎勵ニ際シ比較的意ヲ用ヒラル、コト少キカ如キヲ以テ今後相當注意スルヲ必要ト認ム

イ 排水不充分ナル田地ニ於ケル裏作ノ普及ヲ図ルコト

冬期排水不充分ナル田地ニ栽培スル裏作物ノ種類ハ地方ニ依リ一様ナラサルモ藁苜、苜蓿、豌豆、大豆及其ノ他ノ蔬菜等ヲ主ナルモノトス

ロ 事情ノ許ス範圍ニ於テ東北地方ニ於ケル田地ノ裏作ノ普及ヲ図ルコト

東北地方ノ田地ノ裏作ハ普ク行フハ困難ナルヘキモノトシテ適當ナル作物ノ種類ニ関スル研究及其ノ適當ナルモノ、普及ヲ図ルコト

ハ 果樹園、桑園、茶園等ノ利用ニ注意スルコト

果樹園、桑園、茶園等ニ於テ互配方法カ経済的ニ行ハレ得ルヤ否ヤヲ調査考
究シ適當ト認ムルモノハ之カ普及ヲ図ルコト

(甲) 同作ヲ行フコト

(乙) 落葉期ヨリ蔬菜綠肥作物等ヲ栽培スルコト

(三) 品種ノ改良ヲ図ルコト

食糧農作物品種ノ改良ハ直接ニ国民糧食ノ供給カト多大ノ關係ヲ有スルヲ以テ
本項ハ穀物ノ増收及改良上重要ナル施設事項ノ一ニ屬ス現時本邦ニ於テ栽培ス
ル作物ノ品種ハ頗ル雜多ニシテ水稻ノミニテモ其ノ數數十種ノ多キニ達ス因ヨ
リ作物ノ品種ハ氣候土質等ニ依リ適否ヲ異ニスルヲ以テ妄リニ限定スルヲ許サス
ト金精密ナル試験研究ノ結果ニ基キ優良ナル品種ヲ選定シテ其ノ普及ヲ図リ漸
次之カ改良ヲ期スルハ極メテ重要ナリトス

イ 品種改良ニ関スル原理及優良品種ノ育成ニ関スル研究事業ノ發達ヲ

図ルコト

品種改良事業ノ基礎ハ優良ナル品種ノ育成ニ在リ優良品種ノ育成ハ正確ナル研

究ニ俟ツノ外ナキヲ以テ農商省ニ於テハ益々品種改良ニ関スル原理ノ研究及
雜種其ノ他高等ノ技術ヲ要スル育種事業ノ擴張ニ努ムルト共ニ地方ニ於テモ一
層純系淘汰其ノ他地方ニ適切ナル品種改良ニ関スル研究事業ノ完成ヲ図ルヲ必
要ト認ム

ロ 大豆其ノ他雜穀類ノ優良品種ノ育成及其ノ種子配付ニ對シ一層

カラ用フルコト

米麦品種改良事業ハ近時漸ク飛進ノ緒ニ就キタリト雖米麦ニ次キ本邦国民ノ食
糧穀作物トシテ重要ナル大豆其ノ他雜穀類ノ改良ニ至リテハ一部ノ地方ヲ除ク
ノ外極メテ幼稚ノ域ニ在ルヲ免レヌ夫ヲ以テ之等作物ノ品種改良ニ関シテモ中
央地方共ニ一層カラ用フルヲ必要ト認ム

ハ 優良品種ノ選拔標準ヲ課ラサルコト

品種改良獎勵ノ目的ハ主トシテ國家ノ独立上必要ナル国民糧食ノ國內供給カラ増加ス
ルニ在ルヲ以テ経済的優良品種ノ普及ニ努ムルヲ必要ト認ム

ニ 採種圃ノ経営及種子ノ配付ニ関シ周到ナル指導監督ヲ為スコト

研究ノ結果有成セラレタル品種ハ優良ナル場合ニ於テモ採種圃ノ経営其ノ他種
子配付ニ関スル事業ニ関シ周到ナル指導監督ヲ加フルニ非レハ其ノ效果ヲ全フ

スルコト能ハサルヲ以テ採種圃ノ経営及種子配付ニ関シテモ特ニ注意スルヲ必
要ト認ム

以上各項ノ外食糧農作物品種ノ改良ニ関シ特ニ注意スヘキ事項ノ詳細ハ別ニ
案第一ニ譲リ差シラヌス(又議案第一ニ対スル決議ハ別項「米麦品種改良ニ関シ特
ニ注意スヘキ事項」ニ記載セリ)

(四) 肥料ノ供給増加及改良ヲ図ルコト

近時農業ノ進歩発達ニ伴ヒ肥料ノ消費額ハ益多キヲ加ヘ最近販売肥料ノ内地ニ
於ケル一箇年消費額ハ一億円以上ノ多キニ達シ其ノ内外国ヨリノ輸入額約六千
万円ヲ算ス之ニ堆肥綠肥其ノ他ノ農家自給肥料ヲ合スレハ我國ニ於ケル肥料ノ
消費額ハ一ヶ年少クモ二億数千万円ノ多キニ達スヘシ而シテ今後農業ノ進歩耕
地ノ拡張及農産物價格ノ騰貴等ニ伴ヒ肥料ノ使用量ハ益々増加スルト共ニ輸入額
モ亦益々増加スルニ至ルヘキヲ以テ國內ニ於ケル肥料ノ供給増加及改良ヲ図ル
ハ本邦経済上極メテ緊要ナルコトニ屬ス

イ、農家自給肥料ノ生産増加及改良ヲ図ルコト

自給肥料ハ概木肥料トシテ有效ナル成分ヲ含有スルノミナラス地力ノ維持増
進上効果頗ル大ナルモノナルヲ以テ之カ生産増加ヲ図ルハ極メテ緊要ナルコ
トニ屬ス

トニ屬ス後ヲ以テ自給肥料ノ供給増加ニ関シテハ鋭意考究スルト共ニ適切ト
認ムル事項ハ極力指導奨励ニ努ムルヲ必要ト認ム

ロ、肥料ニ関スル調査研究ヲ爲スコト

肥料ニ関シ調査研究スヘキ事項尙曠ル多シト食糧農作物ノ種類ノ選取、優良
品種ノ育成及其ノ栽培方法並林野ニ栽植スルニ適當ナル綠肥植物ノ種類其ノ
他國內ニ於ケル肥料ノ供給増加ニ關係アル事項ニ関シテハ中央、地方共ニ特
ニ速ニ之カ調査研究ヲ行ヒ其ノ結果確實ニシテ適切ト認ムル事項ハ直ニ之カ
指導奨励ニ努ムルヲ必要ト認ム

ハ、空気窒素ノ利用ニ基ク化学肥料製造業ノ発達ヲ圖ルコト

今や空気窒素ノ利用ニ基ク化学肥料ノ製造ハ各國競ツテ之カ研究ニ努メ年々
其ノ生産額ヲ増加シツツアリ我國ニ於テモ近年急激ニ之カ進歩発達ヲ見ルニ
至リタルモ未以テ國內ノ需要ヲ充スニ足ラス後ヲ以テ將來是等事業発達ヲ助
成シ低廉ナル窒素肥料ノ供給増加ヲ図ルヲ必要ト認ム

ニ、肥料ノ取締ヲ勵行スルコト

販売肥料ノ改善ヲ図ラントセハ肥料取締法ノ施行ヲ期セサルヘカラス就中保

証成分量ノ取締ハ最重要ナル事項ノ一ニ屬ス羨ヲ以テ分析設備ノ不充分ナル地方ニ於テハ可成速ニ其ノ設備ノ完成ヲ図リ分析検査ノ数ヲ増加シ以テ保証成分量ノ取締ニ関シ遺憾ナキヲ期スルヲ必要ト認ム

ホ 肥料ノ共同購買ヲ奨励スルコト

肥料ノ共同購買ハ不正粗悪肥料ノ防止其ノ他經濟上ノ利益少カラサルヲ以テ其ノ普及飛躍ヲ図ルト共ニ地方農事試験場ニ於テハ之カ飛躍ヲ助長スル爲共同組織ニ依ル肥料購買又ハ配合等ノ場合ニ於ケル肥料又ハ其ノ原料ノ分析鑑定及其ノ送料等ノ事項ニ関シテハ事情ノ許ス限リ公平ニシテ且敏速ナル援助ヲ與フルヲ必要ト認ム

肥料ノ供給増加及改良ヲ図ル方法ノ詳細ニ付テハ後議案第二ニアルヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

希望事項

一 肥料價格ノ調節ニ一層力ヲ盡サレ度コト

(五) 栽培法ノ改良ヲ圖ルコト

栽培法ノ適否ハ農産物ノ増殖及改良上重大ナル關係ヲ有スルヲ以テ墾地、播種、肥料ノ使用法其ノ他栽培方法ノ改良普及ヲ図ルハ最重要ナル事項タリ然レトモ

栽培ノ方法ハ氣候、土質、勞力、資本、順行其ノ他ノ事情ニ依リ一様ナル能ハサルヲ以テ農事試験場其ノ他ノ研究機關ニ於テ益々之カ調査研究ヲ行ヒ其ノ成績ニシテ適切ト認ムヘキモノハ各種獎勵機關ニ於テ其ノ應用普及ヲ図ルノ外栽培法ノ改良ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

イ 雜穀類栽培方法ノ改良ニ関シ一層注意スルコト

米穀ノ生産増加ニ関シテハ近時着シク進歩飛躍シタルモ米ニ次テ本邦食糧品トシテ最重要ナル麦、大豆其ノ他雜穀類ノ増殖ニ関シテハ尙遺憾ノ點甚カラズ羨ヲ以テ今後一層雜穀類ノ栽培方法ノ改良ヲ図ルヲ必要ナリト認ム

ロ 肥料施用法ノ改良ヲ圖ルコト

肥料施用法ノ適否ハ直接ニ食糧農産物ノ生産力ニ影響スルコト大ナルヲ以テ氣候、土質、作物ノ種類其ノ他ノ状況ニ應シ肥料ノ經濟的施用法ノ指導獎勵ニ努ムルハ曠ル必要ナリト認ム而シテ肥料ノ經濟的施用法ノ獎勵ヲ爲スニ當リテハ施肥標準調査ヲ行フヲ必要トスルヲ以テ地方農事試験場ニ於テハ經濟及其他ノ事情ノ許ス限リ農ニ地方農事試験場化學主任者會議ニ於テ決定シタル方法ニ準シ可成施肥標準調査事業ノ進捗ヲ図ルヲ必要ト認ム

ハ 增收品評會立毛共進會ノ成績ニ注意スルコト

増収品評会、立毛共進会等ニ於テ優良ナル成績ヲ得タル者若ハ毎年優良ナル実績ヲ示シツツアル精農者ノ栽培方法及他ノ府縣ニ於テ優良ナル成績ヲ挙げツツアル栽培方法等ニ對シ特ニ注意ヲ拂ヒ慎重ナル調査ヲ行ヒ必要ニ應ジ研究又ハ獎勵ヲ行フコト

二 牛馬耕ノ普及ヲ図ルコト

牛馬耕ノ普及ヲ図リ深耕ヲ獎勵シ整地ノ工程ヲ増進シ且耕耘ニ要スル勞力ノ節減ヲ図ルハ農産物ノ増殖上極テ重要ナリトス而シテ本邦ニ於テ牛馬耕ヲ行フ段別ハ明治四十年ニ於テハ田畑全面積ノ四割五分ニ過キサリシカ大正元年ニハ四割七分トナリ大正五年ニ於テ四割九分ニ増加シ逐年發達ノ傾向ヲ示シツツアリト尙尙未タ幼稚ノ域ヲ脱セサルヲ以テ今後一層之カ普及ヲ図ルノ必要アリ

牛馬耕ノ普及ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

- (甲) 競犁会ノ開催ニ喚シテハ其ノ地方ニ獎勵セントスル犁ヲ競技ニ加ヘ若ハ之カ使用ヲ實地ニ示ス等ノ方法ニ依リ犁ノ改良普及ヲ図ルコト
- (乙) 競犁会ニ於テ優良ナル成績ヲ得タルモノニシテ牛馬耕教師タルニ適當ナリト認メタル者ニ對シ牛馬耕教師適任証ヲ交付スルコト
- (丙) 牛馬耕ノ伝書会ハ可成多クノ場所ニ於テ開催スルヲ必要トスルヲ其教師ニハ

特設セル技術員ノ外前項資格ヲ有スル者ヲモ送按採用スルコト

(六) 病菌害蟲其ノ他有害動物植物駆除豫防ノ普及發達ヲ図ルコト

病菌害蟲其ノ他有害動物植物ノ駆除豫防ハ農産物ノ改良増殖上極ニ重要ナル事項ノ一タルマ取テ要セズ感レトモ其ノ啓発ノ適否ハ農家經濟上至大ノ關係ヲ有スルヲ以テ其ノ方法ノ如キハ能ク地方ノ事情ニ鑑ミ技術上及經濟上登メテ適切ナルヲ必要トス

病菌害蟲其ノ他有害動物植物駆除豫防ノ普及發達ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

イ 技術上及經濟上適切ナル駆除豫防ノ啓発ヲ行フコト

駆除豫防ノ実行方法宜シキヲ失スルカ如キコトアルニ於テハ独リ其ノ效果ヲ減殺スルノミナラス場合ニヨリテハ農家經濟上不利益ナルコトナキニ非サルヲ以テ地方ノ事情ニ適切ナル駆除豫防法ヲ究明採取シ最も有效ナル時期ニ於テ技術上及經濟上適切ナル啓発ヲ行フコトヲ必要ト認ム

ロ 病菌害蟲其ノ他有害動物植物ニ関スル調査研究ノ發達ヲ計ルコト

中央及地方農事試験場等ニ於テ重要食糧農作物ノ病菌害蟲及其ノ天敵等ニ精密ナル調査研究ヲ行フヲ必要ト認ム

ハ 共同的駆除豫防ノ発達ヲ計ルコト

道廳府縣及郡市町村等ノ公共団体ハ各級農会其ノ他ノ団体ト連絡ヲ図リ必要ニ應ジ共同的駆除豫防ノ発達ヲ図ルヲ必要ト認ム

ニ 稻螟虫駆除豫防ノ方法ノ改良普及ヲ圖ルコト

螟虫ノ駆除豫防ハ本邦ニ於ケル主要食糧品ノ改良増殖上最も重大ナル事実ノ一ナルヲ以テ今後一層該虫經過習性ニ付調査研究ヲ行フト共ニ地方ノ事情ニ最も適切ナル駆除豫防方法ヲ採択シ益之カ駆除豫防ノ普及発達ヲ図ルヲ必要ト認ム

尚螟虫駆除豫防ノ督励ハ別冊「稻螟虫駆除豫防ノ普及奨励ニ関シ特ニ注意スヘキ事項」ヲ参酌シ之ヲ行フコト

(七) 生産物ノ乾燥、調製、包装、貯藏及取引等ノ改良ヲ図ルコト

穀類ノ乾燥、調製、包装及貯藏等ノ改良ヲ図リ腐敗、変質、虫害、脱漏等ニ因ル減損ヲ防止スルト共ニ容量及包装ノ統一並等級ノ表示等ニ依リ商取引ヲ便ニスルハ独リ農家経済上利益ナルノミナラス穀類ノ国内供給増加上効果少カラザルヘキヲ以テ各種ノ方面ヨリ之等ノ改良ヲ図ルト共ニ穀類検査事業ノ改善發達ヲ期スルハ曠ル必要ナリト認ム

穀類ニ関スル改良事業ニ就キ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

イ 穀類検査事業ノ施行ニ際シ生産者、取引業者及消費者ノ利害關係ヲ

公平ニ考慮スルコト

穀類検査事業タルヤ其ノ生産者、取引業者及消費者ニ対シ密接ナル経済的関係ヲ有スルヲ以テ等ニ之等各方面ノ利害關係ヲ慎重ニ考慮シ一部ノ批評ニ迷フコトナク最も公平ニシテ且適切ナル方針ヲ採ル様注意スルヲ必要ト認ム

ロ 穀類検査事業施行ニ際シ地主及小作者間ニ於ケル利益ノ分配ヲ

公平ナラシムル様奨励スルコト

穀類検査事業ニ依リテ生スル利益ヲ地主及小作者間ニ公平ニ分配セシムルハ本事業施行上欲ク可ラサル要件タリ此ノ實ニ関シテハ各地方ニ於テモ特ニ注意シテ、アリト雖モ尚未ダ遺憾ノ實感カラサルヲ以テ補給米ノ交付其ノ他適當ナル方法ノ実施ニ関シ今後一層注意スルヲ必要ト認ム

ハ 検査ノ等級標準ノ査定ニ注意スルコト

市場ニ於ケル検査品ノ聲價ヲ高メムカ爲 産リニ合格ノ標準ヲ高クシ若ハ上位等級ノ標準ヲ高クシ大多数ノモノヲ最下等トナスカ如キハ生産者ノ不利益ヲ招キ延テ生産ノ発達ヲ阻害スルコト勘カラサルヘキヲ以テ標準ノ査定ニ関シテハ

各種ノ事情ヲ斟酌シ特ニ慎重ナル注意ヲ拂フヲ必要ト認ム

二 經濟的優良品種ノ普及ヲ妨クルカ如キコトナキ様注意スルコト

穀類改良事業ハ国内ニ於ケル穀類ノ供給ヲ潤沢ニスルヲ以テ其最重要ナル目的ノ一ト爲スヲ以テ検査品ノ聲價ヲ高メムトスルノ熱心ヨリシテ品質ヲ偏重シ經濟的優良品種ノ普及ヲ妨クルカ如キコトナキ様注意スルヲ必要ト認ム

ホ 検査ノ施行ニ際シ農家ノ収貯蔵ヲ妨ケサル様注意スルコト

従来ノ収貯蔵ハ概シテ管理宜シキヲ得サルヲ以テ今稲米ハ喪失速ナルモノ多キモ適當ニ之カ管理方法ヲ改ムルニ於テハ着シク其ノ喪失ヲ減少シ得ルノミナラズ米價ノ暴落若ハ倉庫ノ設備不完全ナル等ノ場合ニ於テハ収貯蔵ノ必要ナル場合亦勘カラサルヲ以テ検査事業ノ施行ニ際シ農家ノ収貯蔵ヲ妨クルカ如キコトナキ様注意スルト共ニ今稻米ノ改良普及ヲ図ルヲ必要ト認ム

ハ 乾燥調製ノ改善ニ関シ一層注意スルコト

ト 販賣方法ノ改善ヲ図ルコト

農業倉庫ノ普及共同販賣其ノ他適當ナル方法ニ依リ生産者ト消費者トノ間ノ直接ヲ図ルハ食糧農産物ノ生産増加上頗ル緊要ナルコトナルヲ以テ販賣方法ノ改善ニ関シテモ相當留意スルハ極メテ必要ト認ム

(ハ) 農用器具機械ノ改良ヲ図ルコト

近時工業ノ発達、諸物價ノ騰貴及其ノ他ノ事由ニ依リ農業勞銀モ亦漸次昂騰ノ傾向ヲ有スルヲ以テ必要ニ應シ農用器具機械ノ利用ニ依リ労力ヲ節約シ生産費ノ低減ヲ図ルハ食糧農産物ノ改良増殖上頗ル緊要ナルコトナリトス
農用器具機械ノ改良ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

イ 農用器具機械ニ関スル調査研究ヲ爲スコト

農用器具機械ノ改良発達ニ関シテハ學術的及實際的調査研究ノ必要ナルヤ論ヲ俟タズ而シテ之カ調査研究ハ特殊ノ技術ト設備トヲ要スルヲ以テ農商務省及特殊ノ機關ニ於テハ第一等ニ之カ調査研究ニ應ヲ用ウルト同時ニ地方農事試験場若ハ農會等ニ於テハ亦之カ成績優良ナルモノヲ蒐集シ比較研究ノ上適當ト認ムラル、モノ、普及奨励ニ努ムルヲ必要ト認ム

ロ 懸賞又ハ賞與等ノ方法ニ依リ發明考案ヲ奨励スルコト

懸賞又ハ賞與等ノ方法ニ依リ優良ナル器具機械ノ發明考案ヲ奨励スルハ一般世上ノ智識經驗ヲ利用スル所以ナルヲ以テ農用器具機械ノ改良上最捷徑ナル方法ナリトス從テ博覽會共進會等ノ開催ニ際シテハ可成農用器具機械ノ出品

ヲ奨励スルヲ必要ト認ム

ハ 内外農用器具機械ノ陳列所ヲ設置スルコト

農事試験場、物産陳列場其ノ他当業者ノ參觀ニ便利ナル場所ニ農用器具機械ノ陳列ヲ爲シ以テ之カ研究ノ参考ニ供スルヲ必要ト又尚其ノ陳列ニ関シテハ用途、使用法、工程、能力、重量、價格及製造所又ハ販賣所等ヲ明示シ且事情ノ許ス限リ実地ニ其ノ使用法ヲ示ス等陳列ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナキヲ期スルヲ必要ト認ム

ニ 優良ナル農用器具機械ノ貸與ヲ爲スコト

優良ナル器具機械ノ普及ヲ図ル爲農会又ハ地方農事試験場等ニ於テ之ヲ当業者ニ貸付使用セシムルハ極メテ適切ナル方法ト認ム

（七） 公共団体並農会、産業組合其ノ他農事ニ関スル団体

ノ活動ヲ図リ且各種農事奨励機関ノ連絡ヲ図ルコト

食糧農産物ノ生産増加ニ関シ充分ナル成績ヲ挙ケント欲セハ必スヤ官民一致ノ力ニ依ラサルヘカラサルヲ以テ道廳府縣郡市町村等ノ公共団体ノ活動ヲ図ルハ勿論農会、産業組合其ノ他農事ニ関スル団体ノ活動ヲ期セサルヘカラス而シテ是等諸機関ニシテ相互ノ調和ヲ致クコトアラムカ充分農事改良奨励ノ目的ヲ達

スルコト能ハサルヲ以テ第ニ此ノ旨ニ留意シ是等諸機関ノ連絡ヲ図ルヲ必要ト認ム

希望事項

一 農会令ヲ改正シ会費強制徴収ノ途ヲ開キ又農会ニ対スル国庫補助金ヲ増加セラレタキコト

（十） 農事指導奨励当事者ノ農業ニ関スル智識ノ向上ヲ図ルコト

農事改良ノ普及飛進ヲ図ラントセハ續ク之カ指導奨励ノ任ニ當ル者ノ智識ノ向上ヲ図ラサルヘカラス爰ヲ以テ講習会ノ開催、印刷物ノ配付其ノ他適當ナル方法ニ依リ当事者ノ智識ノ向上ヲ図ルハ頗ル必要ナリト認ム

（十一） 農家智識ノ開発ヲ計ルコト

農事ノ改良方法ハ前既ニ記載シタル如ク氣候、土質、勞力及資本 其ノ他 地方ノ事情ニ依リ自ラ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ農家智識ノ開発ハ農事改良奨励ノ根本義ニ屬ス爰ヲ以テ今後一層農家智識ノ開発ニ努ムルハ頗ル緊要ナリト認ム

今農家智識ノ開発ニ就キ一徹農業教育ニ関スルモノ、外注意ヲ要スト認ムル主ナル事項ヲ揚ブレハ左ノ如シ

イ 適切ナル方法ニ依リ講習講話等ヲ行フコト

農事改良上必要ナル事項ニ付当業者ノ智識ノ開拓ヲ図ル爲講習講話ヲ行フニ当リ其ノ内容ヲ適切ナラシムルト同時ニ時期及期間ニ注意スルハ勿論可成実地ニ就キ或ハ標本、模型、幻灯、図解ノ利用ヲ多クスル等出來得ル限リ理解シ易キ方法ヲ執ルヲ必要ト認ム

ロ 実地指導ノ普及ヲ図ルコト

農事ノ改良方法ニシテ口頭ノ説明ノミニ依リ充分ヲ解セシムル事困難ナル事項尠カラサルヲ以テ農家ヲシテ徹底的ニ理解セシムトスルニハ可成実地指導ノ普及ヲ図ルヲ必要ト認ム

ハ 簡易ニシテ適切ナル印刷物ノ配付ヲ爲スコト

農家智識ノ開拓ヲ図ル方法トシテ適切ナル講習講話等ヲ行フハ頗ル有效ナリト雖普ク之ヲ行ハントスルニハ多大ノ經費ヲ要スルヲ以テ簡易適切ナル印刷物ヲ配付シ以テ農家智識ノ開拓ニ努ムルヲ必要ト認ム

ニ 生産ニ関スル簡易ナル收支ノ計算方法ヲ教示シ経済的智識ノ開發ヲ図ルコト

生産経済ニ関スル農家智識ノ開拓ヲ図ルハ極メテ重要ナリ而シテ其ノ方法ト

シテハ第一農家ヲシテ簡易ナル方法ニ依リ收支ノ計算ヲ用カナラシムルハ極テ適當ナリト認ム

(一) 以上ノ外必要ト認ムル事項

以上各項ノ外主要食糧農産物ノ国内生産増加ノ奨励ニ関シ必要ト認ムル主ナル事項左ノ如シ

イ 農業教育ノ刷新充實ヲ図ルコト

(甲) 師範学校ニ於ケル農業教育ニ大刷新ヲ加ヘ普通教育上ニ一層適切ナル效果アラシムル方法ヲ講スルヲ必要ト認ム

(乙) 中産階級即チ自作農家ノ青年男女ニ最適切ナル実業教育ヲ施シ増ニ安ンシテ農業ニ従事シ得ルノ途ヲ講スルヲ必要ト認ム

(丙) 高等農業学校ニ於テモ可成實際的教育ヲナスヲ以テ必要ト認ム

ロ 優良ナル町村技術員ノ養成及其ノ普及ヲ図ルコト

農業上必要ナル技能ヲ備ヘ且農村開拓上必要ナル智識及性格ヲ有スル優良ナル町村農業技術員ヲ養成シ以テ農村ニ於ケル農事改良ノ指導者タラシムルハ極メテ所要ナルコトナルヲ以テ適當ナル方法ヲ以テ優良ナル町村技術員ノ養成ヲ爲スハ必要ナル施設ナリト認ム

以上(イ)ヨリ(ロ)ニ至ル各項ハ主要食糧農産物ノ国内生産増加ヲ図ルニ付必要ト認ムル事項ノ主ナルモノナリト雖之カ実施ニ當リテハ農家ノ経済状態ヲ考慮シ各種奨励事業ト運河開拓ヲ図リ且緊急宜シキヲ得セシメ以テ事業ノ遂行上遺憾ナキヲ期スルヲ必要トス加フルニ農家経済ノ消長ハ延テ食糧農産物生産力ニ影響スルコト多大ナルヲ以テ農事ノ改良奨励ヲ施スニ當リテハ常ニ農家ノ経営方法ノ改善ニ對シ併セテ注意スルノ必要アリト認ム

希望事項

- 一 政府ハ米麥ノ相當價格ヲ維持スル為メ左ノ方法ヲ講セラレタキコト
 - イ 農業倉庫ノ設置ヲ一層奨励セラレタキコト
 - ロ 政府ニ於テ中央農業倉庫ヲ設置セラレタキコト
 - ハ 輸移入米ノ運赤方ヲ増セラレタキコト
 - ニ 政府ハ荒地耕作者ニ耕地ヲ所有セシムル方法ヲ講シ自作農ノ増加ヲ図ラレタキコト
 - 三 産業基金ヲ設置セラレタキコト
 - イ 政府ニ於テ設置セラレタキコト
 - ロ 地方ニ於テ設置スヘク適當ノ方法ヲ講セラレタキコト
 - 四 国内移民ニ就キ道府縣連絡ヲ取リ政府モ亦之ニ充分ノ便宜ヲ與ヘラレタキコト
 - 五 農事研究者ニ對シ適當ノ奨励法ヲ設ケラレタキコト
- 場議事項第一
- 本邦食糧品ノ国内供給ヲ一層潤沢ナラシムル為メ補助食物タル甘藷・馬鈴薯ノ生産及消費ノ増加ヲ図ルノ必要アリ之カ奨励ニ關シ今後特ニ注意スヘキ事項
- 右ニ對スル決議

(甲) 生産ノ増加ニ付テ

- 一 消費ノ増加ヲ図ルコト
 - 二 未墾地ノ開墾上並畑地ノ利用上之カ栽培ヲ奨励スルコト
 - 三 間作(又ハ兼作)トシテ之カ栽培ヲ奨励スルコト
 - 四 土地利用(地力利用)トシテ之カ栽培ヲ奨励スルコト
 - 五 品種ノ改良ヲ図リ優良品種ノ普及ヲ図ルコト
 - 六 栽培法ノ改良ヲ図リ全時ニ比較的改良法ト認メラレタル方法ノ普及ヲ図ルコト
 - 七 病菌害虫等ノ駆除豫防法ノ研究並其ノ普及ヲ図ルコト
- 特ニ此種ノ研究試験ヲ最モ國内深キ道府縣農事試験場ニ指定補助セラレタキコト
- 八 貯藏法ノ研究ヲナスコト
 - 九 農會、組合等ヲ利用シ種子ノ共同購入及生産物ノ共同販賣ヲ図ルコト
 - 十 生産及消費ニ對シ適當ノ指導啓蒙ヲ図リ當業者ノ智識能力ヲ高ムルコト
 - 十一 此ノ向類ニ關スル印刷物、研究成績等ノ交換ヲナスコト
 - 十二 販路ノ拡張及販賣ノ組織改善等ヲ図ルコト
 - 十三 運賃ノ低減並運送ヲ鉄道院及汽船会社ニ交渉セラレタキコト
 - 十四 固有林野ノ開墾ニ便宜ヲ與ヘラレタキコト

五 海岸ノ砂地ニ甘蔗栽培ヲナスヘク特ニ砂防工事ヲセラレタキコト
其ノ他 米、麦等ノ生産奨励事項ニ準ス

(乙) 消費増加ニ付テ

- 一 食用トシテ利用ヲ奨励シ且ツ更ニ其ノ方法ヲ研究スルコト
 - 二 調理法ノ研究ヲ進ムルコト
 - 三 加工、製造並其副産物利用ノ研究ヲナシ之カ事業ノ發達ヲ図ルコト
 - 四 消費ノ方法ニ関シ一徹國民ノ智識技能ヲ發揚スルコト
 - 五 特ニ学校教育、青年少女ノ補習教育ニハ之カ留意ヲ促スコト
- 之カ生産消費ニ関シテハ官公立ノ機關カ努力スヘキハ勿論互ニ連絡ヲ図リテ其ノ事ニ努ムルト同時ニ其ノ道ニ堪能ナル民尙業者トモ連絡ヲ図リ彼等カ活動ヲ助成スヘキヲ必要ナリトス

授事項第三

米麦品種改良事業ノ經營ニ関シ特ニ注意スヘキ事項
右ニ対スル決議

- (一) 研究ノ正確ヲ期スルコト
品種改良事業ノ基礎ハ正確ナル研究ニアリ若シ其ノ研究ニシテ正確ヲ失スルコトアラバ力強リ品種改良事業ノ效果ヲ減却スルノミナラス場合ニヨリテハ却テ

不利益ナル結果ヲ生スルコトナキヲ保セサルヲ以テ研究当事者ヲシテ其ノ職責ノ重大ナルヲ了知セシムルト同時ニ一意専心周密ナル注意ヲ以テ研究ニ從事スルヲ得セシメ以テ研究ノ正確ヲ期スルコトヲ要ス

- (二) 研究ハ經費、人員及設備等ニ相懸シテ之ヲ行フコト
品種ノ改良ニ関シ研究スヘキコト頗ル多シト其ノ正確ヲ期スル爲メニ多クノ項目ニ及び若ハ過多ノ品種ニ就キ研究ヲ行フカ如キコトナク經費、人員及設備等ニ相懸シテ研究範圍ヲ定メ農業經濟上重大ナル關係ヲ有スル問題ニ対シ特ニ力ヲ用フル等使與ナル態度ニ於テ研究事業遂行ヲ期スルヲ要ス

- (三) 優良品種ノ標準ヲ誤ラサルコト
品種改良奨励ノ目的ハ主トシテ國家ノ独立上必要ナル國民糧食ノ國內供給力ヲ増加スルニアルヲ以テ優良品種選取ノ標準ハ等ニ其ノ目的ニ適合セシメサルヘカラス若シ品種改良ノ奨励ニ從事スル者ニシテ優良品種ノ意義ヲ誤解スルカ如キコトアラバムカ其ノ弊害亦測ルヘカラサルヲ以テ此ノ點ハ特ニ注意スルヲ要スキコト

- (四) 品種統一ノ程度及方法ヲ誤ラサルコト
現時農家ノ栽培スル品種ハ雜駁ニ過ケル弊少キニアラサルヲ以テ氣候、土質、風水害、病害虫其ノ他農業關係事情ヲ考慮シ經濟上差支ナキ程度ニ於テ相当品種ノ統一ヲ図ルハ頗ル適切ナル事業ナルヲ疑ハスト金價重ナル調査研究ヲ行ハス又農業上ノ經濟事情ヲ顧ミズ安リニ之カ統一ヲ図ルニ於テハ其ノ弊害亦大ナルヘキヲ以テ品種統一ノ程度及方法ヲ誤ラサル様特ニ注意スルヲ要ス

(四) 品種ノ選拔ハ農家ノ自由ニ委スルヲ以テ原則トスルコト

優良品種ノ普及ヲ図ルハ食糧農産物ノ増殖上極メテ有效ニシテ且適切ナル方法ノ一ナリト雖栽培品種ノ選拔ハ農家ノ自由ニ委スルヲ以テ原則トスルヲ要ス品種改良事業ノ效果ヲ速ニ收メントシテ奨励ノ程度ヲ超工農家ニ対シ配付シタル品種ノ栽培ヲ強制スルカ如キ弊ヲ生セサル様特ニ注意スルヲ要ス

(六) 採種圃ノ経営及種子配付ニ関シ周到ナル指導監督ヲ為スコト

研究ノ結果育成セラレタル品種ハ優良ナル場合ニ於テモ採種圃ノ経営其ノ他種子配付ニ関スル事業ニ関シ周到ナル指導ヲ加フルニ非サレハ其ノ效果ヲ全フスルコト能ハサルヲ以テ採種圃ノ経営及種子配付ニ関シテモ特ニ注意スルヲ要ス

(七) 採種圃ノ経営組織ハ其ノ地方ノ事情ニ應シ適當ニ之ヲ定ムルコト

品種改良事業ノ経営組織ハ地方ノ財政状態其ノ他ノ事情ニ依リ之ヲ斟酌スルノ必要アルハ論ヲ俟タスト雖採種圃ヨリ配付スル種子ヲ繁殖スル爲設置スル採種圃ノ配置ニ関シテハ行政区劃若ハ階級制度等ニ餘リニ重キヲ置キ爲ニ從ラニ個所數ヲ増加スルカ如キコトアルニ於テハ自然多大ノ經費ヲ要スルノ結果トナルヲ以テ事情ノ許ス限リ其ノ數ヲ少クシ指導監督ノ周到ヲ期スルヲ要ス

(八) 種子ノ配付數量ハ農家ニ依リ種子ヲ供給スルヲ標準トスルコト

採種圃ニ於ケル種子ノ生産ハ農家ノ採種圃ニ要スル種子ヲ供給スルヲ以テ標準トシ其ノ栽培ニ要スル種子全量ノ供給ハ可成之ヲ避クルノ方針ヲ採ルコトヲ要ス

(九) 種子分配ノ方法ハ可成簡易輕便ナラシムルコト

採種圃ニ於テ生産シタル種子ヲ農家ニ配付スル場合ニハ可成農家ノ栽培面積ヲ標準トスル方公平ナルヘシト雖複雑ナル方法ハ郡町村農會等ノ事務ヲ繁多ナラシメ爲ニ他ノ農事奨励事業ノ進捗ヲ妨クルノ患少カラサルヲ以テ種子分配ノ方法ハ可成簡易輕便ニシテ適當ナル方法ヲ送フヲ要ス

(十) 品種ノ改良ニ関シ当事者及業者ノ智識ノ開發ヲ図ルコト

品種改良事業ノ普及促進ヲ図ラムトスルニハ当事者ハ勿論農家ノ智識ヲ開發シ其ノ趣旨ヲ了解セシムルコト最所要ナルヲ以テ農事試験場ニ於ケル品種改良ニ関スル試験研究ハ特ニ圃場ニ於テ説明スルニ最適當ナル時期ヲ送ヒ特ニ通牒ヲ發シテ多數当事者及業者ノ視察ヲ促シ以テ實地ニ見聞セシムルノ外種々ノ機会ヲ利用シテ可成実物、標本、幻燈及図解等ノ使用其ノ他理解シ易キ方法ニ依リ講習講話其ノ他適當ナル方法ヲ実行シ其ノ理論ノ大要ヲモ了得セシムルニ努ムル様注意スルヲ要ス

(十一) 各種奨励機關ノ連絡ヲ図ルコト

行政廳、農事試験場及農會等品種改良事業ノ普及促進ニ関係アル諸機關ハ相互ニ連絡ヲ保チ其ノ事業ノ進捗ヲ図ル様注意スルヲ要ス

(十二) 職員ノ分担業務間ノ連絡調和ヲ図ルコト

品種改良事業ニ從事スル職員ヲシテ其ノ分担事項ノ如何ニ關セズ皆ニ協力一致互ニ相輔佐シテ能ク其ノ事業ノ進捗ヲ期セサルヘカラス然ルニ近時分業ノ

餘弊トシテ往々担任事項ノ外ハ自己ノ敢テ関スル所ニアラサルカ如キ觀念ヲ有スル者ナキニアラス固ヨリ業務ノ範圍ヲ妄リニ広汎ナラシムルハ其ノ成績ヲ收ムル所以ニ非サルヲ以テ大体ニ於ケル職務ノ分担ハ必要ナル組織ナリト云餘力アルニ於テハ相助カシ各自業務尙ノ連絡調和ヲ図リ歩調ヲ一ニシテ進ムハ最緊要ナルヲ以テ此ノ點ハ特ニ注意スルヲ要ス

(三) 前各號ノ施行ニ関シテハ次項記載ノ大正七年一月農商務省附催道憲府縣米麥品種改良主任者協議會ノ決議事項ヲ一但シ五ノ四ハ之ヲ除クニ參酌スルヲ要ス

協議事項第四

肥料ノ国内生産増加方策及之カ経済的施用法ノ指導奨励ニ関シ特ニ注意スヘキ事項

右ニ対スル決議

(甲) 肥料ノ国内生産増加ニ関シ注意スヘキ事項

農産ノ改良増殖ヲ計ラントスルニハ肥料ノ施用ヲ奨励スルノ要アルヤ言フ俟タズ現時本邦内地ニ於テ使用スル肥料ハ少クモ一箇年ニ億數千万円ニ達シ其ノ内取売肥料約一億円ヲ算ス而シテ販賣肥料中約六千万円ハ海外ヨリ輸入ニ係リ今後肥料ノ使用量益々増加スル共ニ其ノ輸入額モ亦益々増加スルニ至ルヘシ故ニ国内ニ於ケル肥料ノ供給増加ヲ図

ルノ必要頗ル緊切ナルモノアリ今其ノ方法中主要ナリト認ムルモノヲ挙クレハ左ノ如シ

一 農家自給肥料ノ生産増加及改良ヲ図ルコト

自給肥料ハ概ネ肥料トシテ有效ナル成分ヲ含有スルノミナラス地力ノ維持増進上效果頗ル大ナルモノナルヲ以テ之カ生産増加ヲ図ルハ極メテ緊要ナルコトニ屬ス爰ヲ以テ自給肥料ノ供給増加ニ関シテハ銳意考慮スルト共ニ適切ト認ムル事項ハ極力指導奨励ニ努ムルヲ必要トス右ニ対シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項ヲ列記スレハ左ノ如シ

- (一) 堆肥ノ生産増加及改良ヲ圖ルコト
- (二) 堆肥ノ生産増加及改良ニ関シ注意ヲ要スト認ムル事項左ノ如シ
- (1) 堆肥舎ノ構造ハ不経済ナル建築ヲ爲スコトナキ様特ニ注意スルコト
- (2) 堆肥ノ奨励ニ際シテハ野外堆肥ノ改良及普及ニモ留意スルコト
- (3) 糞糞類利用増進ニ基ク堆肥材料減退ノ補給ニ関シ相當留意スルコト
- (4) 地方農事試験場内又ハ便宜ノ農村ニ実用的模範堆肥舎ヲ建設實地指導又ハ実物表示ノ方法ニ依リテ堆肥製造ノ方法ヲ示スコト
- (5) 堆肥品評會ノ開催ハ可成小区域トスルヲ理想トスルモ地方ノ事情ニ依リ適宜段又ハ數町村ヲ区域トスルコト
- (6) 堆肥ノ實地指導ニハ伝習教師トシテ適任者ト認ムル民間ノ経験者ト連絡

ヲ図リ実地指導ノ機会ヲ多クスルコト

- (一) 緑肥ノ生産増加及改良ヲ図ルコト
- (二) 緑肥ノ生産増加及改良ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ
 - (イ) 緑肥植物ノ改良及其ノ栽培ノ普及ヲ図ルコト
 - (ロ) 篤農家ヲシテ緑肥植物ノ模範栽培ヲナサシムルコト
 - (ハ) 緑肥品評会、競作会等ヲ開設スルコト
 - (ニ) 事情ノ許ス限リ畦畔堤塘堤外地等ヲ利用シ適當ナル緑肥植物ノ繁殖ヲ図ルコト
 - (ホ) 充分ナル乾田トナシ進キ水田ニ高畦ヲ依リ裏作トシテ蠶豆、苜蓿、其ノ他ノ緑肥植物ヲ栽培スルコト
 - (ヘ) 萩、アカシヤ、コマツナヤ其ノ他豆科植物ヲ原野ニ栽植シテ緑肥ヲ經濟的ニ採取シ得ル場合ニハ之カ普及ヲ奨励スルコト
 - (ト) 桑園、早樹園、茶園等ノ間作トシテ緑肥植物栽培ノ奨励ヲナスコト
 - (チ) 原野、畦畔等ノ草類及山林ノ下草、落葉等ヲ差支ナキ限リ利用スル様式ヲ奨励スルコト
 - (リ) 緑肥植物種子ノ配付及種子購入ノ斡旋ヲ爲スコト
 - (ロ) 同一管内ニ於テ氣候其ノ他ノ關係上緑肥植物ノ栽培カ經濟上利益ナルマ否マ疑向ナル場合ニハ地方農事試験場ニ於テ調査ノ上之カ奨励ヲ爲スコト

- (三) 家畜家禽ノ飼養ヲ奨励シ其ノ排泄物ヲ利用スルコト
- (四) 塵埃、泥土、糞類及蘆葦等ノ利用ヲ図ルコト
- (五) 人糞、尿及草木灰ノ貯藏法及其ノ取扱ニ注意スコト

二 空気窒素ノ利用ニ基ク化学肥料製造業ノ発達ヲ図ルコト

空気窒素ノ利用ニ基ク化学肥料ノ製造ハ最近著シキ進歩発達ヲ爲シ近年急激ニ其ノ生産額ヲ増加シツツアリト我が國ニ於ケル生産額ハ尙ホ未タ国内ノ需要ヲ充スニ足ラス差ヲ以テ將來是等事業発達ヲ助成シ低廉ナル窒素肥料ノ供給増加ヲ図ルヲ必要ト認ム

三 肥料ノ生産増加ニ関シ調査研究ヲ行フコト

- (一) 肥料ノ生産増加及改良ニ関シ調査研究スヘキ事項頗ル多キモ就中緊要ト認ムルモノヲ列スルハ次ノ如シ
- (二) 堆肥製造法ノ改良
- (三) 緑肥植物ノ種類及品種ノ改良
- (四) 緑肥植物ノ栽培法ノ改良
- (五) 原野ノ草類生産増加ニ関スル研究
- (六) 細菌ニ依ル空気窒素ノ利用即チ「ニトラギン」レ「コアゾト」バクター等ニ関スル調査研究
- (七) 燐砒及加里塩ニ関スル調査
- (八) 長石、海藻、苦汁、甘蔗搾液、糖蜜ノ如キ比較的加里ヲ多量ニ含有セル物

料ヨリ経済的ニ加里ヲ生産スル方法

四 肥料取締法ノ施行ヲ図ルコト

販売肥料ノ実價ノ改善ヲ図ラント欲セハ須ク肥料取締法ノ施行ヲ期セサルヘカ
ラス近時各府縣其肥料取締事務ノ改善及其ノ他ノ方法ニ依リ販売肥料ノ改善ニ
努メタル結果不正粗悪肥料ノ市場ニ瀕ハル、モノ漸次減少シ来リタルモ尙未ダ
遺憾ノ點少カラス加フルニ今後農業ノ発達ニ伴ヒ肥料ノ使用量ハ益々増加スヘ
キヲ以テ肥料取締法ノ施行ニ関シテハ今後一層注意スルヲ必要ト認ム特ニ肥料
分析設備ノ改善ヲ図リ保証成分量ノ取締ヲ最ニスルハ最必要ナリト認ム

(乙) 肥料ノ経済的施用法ノ指導奨励ニ関シ注意スヘキ事項

肥料ヲ施用スルニ当リ作物及土壤ニ應シ合理的ニ施用スルト否トハ施肥ノ效果
ニ着シキ差異ヲ生シ從テ其ノ農家経済ニ及ボス影響頗ル大ナルモノアリ幾ヲ以
テ肥料ノ合理的施用法ニ関シテハ特ニ慎重ナル調査ヲ爲シ農家ヲシテ最經濟的
ニ肥料ヲ施用セシムル様極力之ヲ奨励ニ努ムルハ極メテ緊要ナルコトナリトス
而シテ之カ指導奨励ニ當リテハ努メテ適切ナル実地指導ノ方針ヲ採リ農家ヲ
シテ徹底的ニ理解セシムルヲ必要ト認ム今肥料ノ経済的施用法ノ指導奨励ニ関
シ注意スヘキ主ナル事項ヲ挙ケレハ次ノ如シ

一 農家自給肥料ヲ基本肥料トシ販売肥料ヲ補助肥料トシテ使用スル様 奨励スルコト

販売肥料ハ概シテ重量ノ肥料成分ヲ含有スルモノ有機物ニ乏シク之ノミヲ單用セハ
地力ノ減退ヲ来スモ自給肥料ハ之ニ反シ肥料成分ヲ含有スルノ外地力ノ維持増
進上效果頗ル大ナルモノナルヲ以テ農家ハ常ニ自給肥料ヲ基本肥料トシ販賣肥
料ヲ補助肥料トシテ施用スル様特ニ奨励スルノ必要アリ

二 肥料ノ経済的施用法ニ對シ適切ナル指導奨励ヲ行フコト

施肥標準ノ調査其ノ他適切ナル方法ニ基キ可成実地指導ニ重キヲ置キ農家ノ肥
料ノ配合及施用法ヲシテ経済的ナラシムル様指導奨励ヲ爲スヲ必要ト認ム
肥料ノ経済的施用法ノ指導奨励ニ関シ注意ヲ要スト認ムル主ナル事項左ノ如シ

(一) 基本的調査トシテ各町村ニ於ケル施肥慣行ヲ調査スルコト

右調査ニ関シテハ大正五年地方農事試験場化学主任者協議会ニ於ケル決議事
項中「肥料施用法ノ研究及指導ニ関シ管内各地ノ施肥状況ヲ詳ニスルヲ爲調査
ヲ行フ必要ノ有無又若其ノ必要アリトセハ其ノ調査事項及其ノ実行方法ニ
對スル決議ヲ參酌シテ適宜之ヲ行フヲ必要ト認ム

(二) 地方農事試験場ニ於テ經費、技術者其ノ他事情許ス範圍内ニ於テ施肥標準 調査ヲ行フコト

施肥標準調査ハ前号ニ記載セル協議会ニ於テ決議セル施肥標準調査ノ方法ニ準シテ之ヲ行フヲ適當ト認ム(附録第五参照)

- (三) 生産力低キ特殊土壤ニ於ケル施肥方法ノ調査ヲ行フコト
- (四) 前三項ノ調査ヲ基礎トシテ指導奨励ヲ行フニ際シテハ特ニ実地指導ニ重キヲ置キ郡町村技術者ノ講習、試作地ノ設置、現地説明及立毛留評會其ノ他適切ナル方法ニ依ルコト

三 指導奨励上必要ナル事項ニ関シ一層研究ヲ進ムルコト

肥料ノ経済的施用法ニ関シテハ從來調査研究セラレタルモノ多シト尙研究ヲ要スヘキモノ尠カラス加フルニ今後人口ノ増加生計ノ上進ニ伴ヒ農業経営ハ益々集約トナルヘキヲ以テ肥料施用法ニ関シ一層之カ科学的研究ヲ進メ農家ニ最適切ナル経済的方法ノ指導奨励ニ資スルヲ必要ト認ム今之カ研究ヲ要スト認ムル主ナル事項ヲ挙ケレハ次ノ如シ

- (一) 厩肥堆肥ノ取扱方法及其ノ腐熟程度ニ関スル研究
- (二) 緑肥ノ施用法ニ関スル研究
- (三) 石灰ノ施用法ニ関スル研究
- (四) 以上ノ外主要肥料ノ合理的施用法ニ関スル研究

四 指導奨励当事者及農家ニ対シ肥料ニ関スル智識ノ向上ヲ図ルコト

肥料ニ関シ農家指導奨励ノ仕ニ当ル者ニシテ或ハ実地ノ経験ニ乏シク或ハ学理ヲ修得スルノ機会少ク爲ニ適切ナル指導奨励ヲ爲スコト能ハサル場合少カラス又農家ノ多数ハ肥料ニ関スル智識ニ乏シク爲ニ其ノ選択、配合及施用法等ヲ誤リ不知不識ノ間ニ多大ノ損失ヲ招キ延テ本邦農産ノ増進ニ障碍ヲ及ボスコト尠シトセス爰ヲ以テ今後益々農家ノ肥料ニ関スル智識ノ向上ヲ図ルト共ニ其ノ指導奨励ノ任ニ当ル技術員其ノ他当事者ニ対シ肥料及土壤ニ関スル適切ナル講習會ノ開催又ハ印刷物ヲ配付スル等ノ方法ニ依リ智識ノ普及ヲ図ルハ頗ル必要ナリト認ム

五 肥料共同購買ノ普及発達ヲ図ルコト

肥料ノ共同購買ハ適當ニ之ヲ行フニ於テハ不正又ハ粗悪肥料ノ防遏上最有カナル事業ノ一タルヲ以テ可成是等ノ事業ノ普及発達ヲ図リ以テ優良ナル肥料ノ購入ニ便ナラシムル殊ニ奨励スルト共ニ是等ノ事業ニ対シテハ可成便宜ヲ與ヘテ其ノ発達ヲ助長スルヲ要ス殊ニ地方農事試験場ニ於テ共同組織ニ依ル肥料ノ購買又ハ配合等ノ場合ニ於ケル肥料又ハ其ノ原料ノ分析、鑑定其ノ他肥料種類ノ選択等ノ事項ニ関シ特ニ援助ヲ與フルヲ必要ト認ム

肥料ノ共同購買ニ関シ注意スヘキ事項ノ詳細ニ就テハ大正五年開催地方農事試験場農藝化学主任者協議會ノ決議「肥料共同購入ニ関スル注意事項」ヲ参照スルヲ必要ト認ム

六 成分價格ニ依リ肥料ヲ購買スル慣習ヲ養成スルコト

本邦農家ノ多クハ未タ成分價格ニ依リ肥料ヲ購買スルノ慣習ヲ有セサルヲ以テ各地方當事者ハ主要ナル販売肥料ノ市價ヲ調査シ更ニ其ノ成分ニ對スル市價ヲ算出シ農家ヲシテ成分價格ノ廉ナル經濟的肥料ヲ施用セシムル様特ニ指導ニ努ムルト同時ニ農家ヲシテ成分單純ナル肥料ニ對シテハ漸次成分市價ヲ計算シテ購買肥料ノ送料ヲ爲ス様自覺セシムルヲ必要ト認ム

七 各種獎勵機關ノ活動及連絡ヲ図ルコト

行政廳、農事試験場、農會其ノ他肥料ノ改良獎勵ニ關係ヲ有スル諸機關ノ活動及連絡ヲ図リ肥料ニ關スル指導獎勵ノ進歩及徹底ヲ図ルヲ必要ト認ム

希望事項

- 一 低廉ナル肥料ノ供給増加ニ關シ本省ニ於テ相当施設セラレタキコト
- 二 肥料ノ生産増加並之カ經濟的施用法指導獎勵ニ關スル道府縣ノ施設ニ對シ相當助成ノ方法ヲ講セラレタキコト

協議事項第五

增收ト深耕トノ關係ニ關スル試験成績及其ノ適切ナル獎勵方法
右ニ對スル決議

適切ナル獎勵方法

- 一 實地指導地ヲ設置スルコト
農事改良団体及篤農家等ヲシテ深耕ニ關スル試験地ヲ設置セシメ適當ナル時期ニ於テ現地講話其ノ他ノ方法ニヨリ深耕ノ有利ナルコトヲ示スコト
 - 二 深耕ニ適スル農具ノ改良普及ヲ図ルコト
 - 三 牛馬耕ヲ獎勵スルコト
 - 四 實地伝習又ハ競掣會等兩催ヲ獎勵スルコト
 - 五 講習講話印刷物ノ配付其ノ他ノ方法ニヨリ深耕ノ有利ナルコトヲ周知セシムルコト
- 備考 試験成績ハ頁數多キニ亘ルヲ以テ之ヲ省ケリ

協議事項第六

優良ナル町村技術員ノ養成及其ノ普及方法

右ニ對スル決議

- 一 必要ノ有無
農事改良ノ普及ヲ図ル爲財政ノ許ス場合ニハ町村又ハ町村農會ニ農業技術員ヲ設クルハ適當ナル施設ト認ム
- 二 普及ノ方法
(1) 町村又ハ町村農會ノ負担力相應ノ方法ヲ選フコト

(ロ) 町村技術員ハ甲種農学校程度以上ノ農業教育ヲ受ケタル者ニシテ卒業後一箇年以上実地経験ヲ積ミタル者若クハ之ト同等以上ノ実力ヲ有スルモノヲ專任常置スルヲ適當トスト。但町村財政ノ都合ニ依リテハ左記方法ニ依ルヲ可ナリト認ム

(甲) 学校又ハ補習学校ノ農業教育ヲ兼務セシムルコト

(乙) 其ノ町村又ハ附近ノ在住者ヨリ適當ノ人物ヲ送致養成シ必要ノ時期ニ於テ隨時ニ執務セシムヘキ條件ヲ以テ常時的ニ囑託シ置クコト

(丙) 町村若クハ町村農会共同シテ設置スルコト

(丁) 町村技術員ノ優遇法ヲ講スルコト

一 上級官廳並団体ノ技術員トシテ町村ニ駐在セシムルコト

二 年功加俸ノ制ヲ設クルコト

三 待遇ヲ宜敷スルコト

四 退職給與金ヲ出スコト

五 教員ノ免許状ヲ下附スルコト

(戊) 止ムヲ得サル場合ハ一般ニ技術員タラントスル人ヲ募リテ技術採用試験ヲナシテ之ヲ採用スルコト

(己) 町村技術員ハ實際上ノ経験及人物ニ注意シ送致採用スルコト

三 養成ノ方法

(1) 地方農事試験場、農学校、農会、農事講習所等ハ町村技術員供給ノ目的

(ロ) ヲ以テ練習生ノ養成ニ努ムルコト

(イ) 練習生ハ甲乙二種ニ分チ甲種ハ主トシテ技術ノ練習ヲ爲サシメ乙種ハ簡易ナル学術ノ講習ト技術ノ練習トヲ併セ行フコト

(ハ) 練習生ハ甲種乙種共十八歳以上ノ男子ニシテ左ノ資格ヲ有スルモノヨリ体力及人物ヲ試験ノ上送致採用スルコト

(ニ) 甲種練習生ハ少クトモ乙種以上ノ農学校卒業生又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スルコト

(ホ) 乙種練習生ハ高等小学校卒業若クハ之ト同等以上ノ教育ヲ受ケ平素農業ニ熱心ニ従事シ其ノ町村ニ於テ指導ニ適當ナル信用ヲ有スルコト

(ヘ) 練習期間ハ一ケ年以上トスルコト

(ト) 練習期間ハ可成相当寺当ヲ給スルコト

(チ) 地方農事試験場其ノ他ノ機關ハ毎年一回町村技術員ヲ集メ試験成績ノ普及其ノ他重要ナル奨励事項ニ付教育指導ニ努ムルコト

右施設ノ実施ニ関シ注意スヘキ事項

一 練習生ハ員數ノ多キヲ期スルヨリハ優良ナル修了者ヲ出スコトニ重キヲ直キ確實ニ成績ヲ考クル方針ヲ採ルコト

二 練習生ノ採用ニハ特ニ注意ヲ拂ヒ詮衡内規ヲ定メテ將來農村振興ノ中心人物タルニ適當ナル資性ヲ具備セル者ヲ選出スルニ努ムルコト

三 謹義ハ可成農閑期ニ之ヲ行ヒ其ノ内容ハ特ニ実用ニ重キヲ置キ其ノ地方

ニ適切緊要ナル事項ニ限ル方針ヲ採ルコト

四 各練習科目毎ニ其ノ地方ニ適切ニシテ且要領ヲ記述セル冊子ヲ印刷シ無償又ハ有償ヲ以テ練習生ニ配付シ説明ノ際ハ注意ヲ聴講ニ集注セシメ時間ノ節約課程ノ進歩ヲ計ルト共ニ充分了解セシムルノ方針ヲ採ルコト

五 練習生養成ノ目的カ農村開発ニアルヲ以テ其ノ練習ノ科目選定ニ充分意ヲ用ヒ農業ニ関スル枝藝ノ外農業ト国家トノ関係、勤儉貯蓄ノ要旨其ノ他農家トシテ心得ヘキ精神上ノ事項、農業関係法規（産業組合法ハ特ニ詳細之ヲ教授スルコト）地方自治制、農家経済、簿記、農村維持発達上注意スヘキ事項、農会経営上注意スヘキ事項、農村青年会指導上ニ注意スヘキ事項其ノ他右ニ準シ其ノ地方ニ適切ナル事項ニ関シ大体ヲ講義スルコト從テ講師ハ試験場員中ノ適任者ヲ送フハ勿論道庁縣廳又ハ道府農會ノ職員其ノ他ノ講習科目ニ対シ最モ精通セルモノヲ送テ嚮説スルコト

六 練習方法ハ可成実習、実験、標本幻燈、図解等ニ依リカメテ説明ノ徹底ヲ図ルコト且一般農家ニ対シ実地指導ヲ必要トスル事項（例ヘハ牛馬糞堆肥製造、ニ硫化炭素燻蒸其ノ他病害蟲防除、産業組合、簿記等）ニアリテハ特ニ実習ノ機会ヲ多クシ實際的技能ノ熟達ヲ図ルコト

七 練習生ニハ産業組合ヲ組織セシメ産業組合ノ実腹ヲ心得セシメ其ノ経営上ノ実務ヲ練習セシムルコト

八 優良ナル練習生ヲ得ル爲道庁縣郡市町村又ハ道府縣郡市町村農會ヨリ練習生ニ対シ相当手当ヲ支給スル様努ムルコト

協議事項第七
以上各項ノ外農事ノ改良奨励ニ関シ特ニ改善ヲ要スト認ムル事項
右ニ対スル決議
農家ノ労働思想涵養ニ努ムルコト

甲 協議事項

農商務省提出協議事項
一 木炭岳種改良研究ニ関シ特ニ注意スヘキ事項
二 米麦採種圃ヲ經營スルニ適當ナル組織
三 米麦採種圃ノ監督ニ関シ特ニ注意スヘキ事項
四 配付種子ノ包装、輸送及分配方法等ニ関スル注意事項

五 大正七年
道庁縣米麥岳種改良主任技術者協議會ニ於ケル
協議事項並決議

乙 決議

農商務省提出協議事項決議

協議事項第一

米麥品種改良研究ニ関シ特ニ注意スヘキ事項

右ニ対スル決議

一 米麥品種比較試験ヲ行フニ際シテハ左記事項ニ注意スルコト

- (イ) 品種比較試験ニハ其ノ地方ニ於テ從來優良ト認メ奨励セル品種ヲ標準トシ快試品種ノ優劣ヲ決定スルコト
- (ロ) 品種比較試験ハ正確ヲ期スル爲同時ニ多数ノ品種ヲ用フルコトヲ避ケ可成有望ト認ムル品種ノミニ付之ヲ行フコト
- (ハ) 品種比較試験ハ同一区ニニ区以上ヲ設置シ一区ノ面積ハ五坪以上トスルコト 標準区ハ少クモ五品種毎ニ一區ヲ設ケルコト
- (ニ) 品種比較試験ニ於テハ可成土壌ノ差異ヨリ生スル影響ヲ除去スル爲同一品種各區ノ排列ニ付テハ特ニ注意スルコト
- (ホ) 品種比較試験ニ於テハ出穂、成熟並病蟲害及倒伏ノ有無等主要ナル點ニ付調査シ又別ニ一本栽種ヲ行ヒ其ノ特性ヲ調査記録シ品種優劣ノ決定ニ資スルコト
- (ヘ) 病害蟲其ノ他ノ被害着シキ株ヲ生シタル場合ニハ其ノ株ト之カ爲ニ生育

(イ) 二畝譽ヲ受ケタル部分ノ株トヲ共ニ番外トシテ除去スルコト此ノ場合ニハ一坪ノ株數ヨリ面積ヲ計算スルコト

(ロ) 品種比較試験ハ刈取後ノ作業ニ関シテモ周到ナル注意ヲ要スヘキモノナルヲ以テ調製秤量等ハ研究主任監督ノ下ニ可成同一ノ者ヲシテ之ヲ行ハシムヘキコト

(ハ) 品種比較試験ニ依リ奨励スヘキ優良品種ヲ決定スル場合ニハ三箇年以上ノ成績ニ依ルコト但シ事情許ス場合ニハ特ニ優良ニシテ奨励ノ見込アル品種ニ限リ其ノ品種ノ特性ニ應シ株數本數及施肥量等ヲ異ニシテ一層精密ナル比較試験ヲ行ヒ奨励ノ適否ヲ決定スルコト

(ニ) 管内ニ於テ風土着シク異ナル地方アル場合ニハ適當ノ場所ニ於ケル適當ナル機関又ハ当業者ニ委託シテ其ノ地方ニ對スル品種ノ比較試験ヲ行ヒ試験場所在地ト氣候ヲ着シク異ニスル地方ノ品種ニ付研究スル機特ニ注意スルコト

(ホ) 品種比較試験ニ快スヘキ種子ハ特性調査ニ供用シタル一本栽種ヨリ得タル種子ヲ混合シテ之ヲ用フルコト

(ヘ) 米麥純系淘汰ヲ行フニ際シテハ左記事項ニ注意スルコト

- (イ) 初年度ニ使用スヘキ種子ハ各地方農家ヨリ蒐集シタル同一品種名ノ種子ヲ各地方別ニ區別シ各區十坪以上一本栽種トシ生育、出穂及成熟ノ狀況其ノ他ノ特徴ニ注意シテ次年ノ試験ニ快スヘキ株ヲ選取シ一株毎ニ之ヲ

- (一) 區別スルコト尚其ノ選採株數ハ可成百株以上タルコト
- (二) 第三年目ニハ前年ニ選採セル株ヲ一株毎ニ區別シ本圃ハ一區ニ坪以上一本栽植トナシ且株列三列以上ナラシムルコト
- (三) 第二年目ハ一区内ニ於ケル各株特性ノ固定如何ヲ調査スルニアルヲ以テ生育中殊ニ出穂期ニ於テ注意シテ觀察スルコト一系統内各株ノ特性整一ナル各系統中ヨリ代表的ノモノ少クモ三十區ヲ送ヒ其ノ中央列ヨリ翌年收量比較用種子ヲ採取スルコト但シ第三年目ニ於テ一部ノ株ヨリ收量ヲ参考ニ調査スルモ可ナリ
- (四) 第三年目ニ於テ選採セル純系ノ收量比較ヲ行フ場合ニハ品種比較試験ト全様ノ方法ニ依リ之ヲ施行スルコト比ノ場合ニ於ケル栽培法ハ普通法ニ依リ淘汰用ニ供セル原種ハ可成之ヲ地方別トナスコトハ之ヲ試験區ノ一二加ヘ比較ノ標準ニハ配付用該當品種ヲ用フルコト
- (五) 右ノ方法ニ依ル試験ハ可成ニケ年以上之ヲ行フコト
- (六) 純系ノ優劣ヲ決定スルハ可成第三ノ八但書ノ方法ニ準シテ之ヲ施行スルコト
- (七) 純系淘汰ニ於ケル採種用器具ハ一系統毎ニ叮嚀ニ掃除シ他系統種子ノ混着セサル様注意スルコト且可成莖ノ代リニ藪薺其ノ他適當ノモノヲ使用スルコト
- (八) 第三年目以後ニ於テハ收量比較試験ヲ行フ外別ニ採種用トシテ一本栽植

- トナシ次年度ニ於ケル試験用又ハ原種用種子ヲ依ルコト
- 三 米麦人工交配及自然雜種ノ利用ハ充分成算アル場合ニ於テノミ之ヲ行フコト
- 四 新ニ育成シタル優良品種ヲ普及セントスル場合ニ於テハ豫メ第一ノ九ニ準シ試験スルコト
- 五 農商務省ヨリ配付セル種子ト最適當ナル方法ニ依リ其ノ適否ヲ試験シタル後ニアラサレハ之ヲ配付セサルコト
- 六 管内ニ於テ氣候着シク異ル地方アル場合ハ其ノ地方ニ最主要ナル品種ヲ取寄セ農事試験場ニ於テ之ヲ栽培シ出穂期收穫期其ノ他必要ナル事項ヲ原産地方ト比較対照シ原種配付上ノ参考トナスコト

授議事項第二

米麦採種圃ヲ經營スルニ適當ナル組織

右ニ対スル決議

- 一 原種圃ヨリ配付スル種子ヲ繁殖スル爲設置スル採種圃ノ配置個所ハ必スシテ毛行政区劃ニ依ルヲ要セス經費及監督等ノ關係上事情ノ許ス限リ其ノ數ヲ少クシ一個所ノ規模ヲ可成大ニスルヲ可トス
- 二 採種圃ノ階級制度ハ地方ノ事情ニ依リ必スシモ一律ニ言フコトヲ得サルモ大体ニ於テ事情ノ許ス限リ階級ノ少キヲ可トス

- 三 採種圃ノ經營ハ可成經費ヲ節減スル爲農家ノ採種圃ニ要スル種子ヲ供給スルヲ以テ標準トスルコト
- 四 農家ヲシテ可成自家用採種圃ヲ設クル様奨励シ前記ノ採種圃ヨリ配付ヲ受ケタル種子ヲ繁殖シテ翌年ノ自家栽培用種子ヲ作ラシムルコト
- 五 採種圃ハ技術員ヲ配置シテ之ヲ經營セシムルヲ適當トス然レ共經費其ノ他ノ関係上之カ実行困難ナル場合ニハ可成其ノ所在地ノ農事試験場又ハ農学校等圃場ヲ有スル機関又ハ信用アル精農家ニ之ヲ委託スルヲ可トス然テ採種圃ノ位置選定ニ関シテハ其ノ地方ニ適當ナル機関ノ有無ヲ考慮スルコト

協議事項第三

米麥採種圃ノ監督ニ関シ特ニ注意スヘキ事項

右ニ対スル決議

- 一 行政廳、農事試験場、穀物検査所、農会等相互ニ連絡ヲ保テ其ノ事業ノ進捗ヲ図ル様注意スルコト
- 二 採種圃監督ノ爲地方ニ出張セル際ハ圃場中ニ立入り実地ニ調査ヲ行ヒ管理上ノ缺欠ニ付担当者ニ注意スルコト
- 三 採種圃担当者ノ特性調査其ノ他耕種法等ノ帳簿ノ記載ハ繁殖ニ流ルルノ弊ナカラシメ混種及交種等ニ付特ニ注意セシムルコト
- 四 採種圃ノ担当者ニ対シテハ其ノ業務以外可成迷惑ヲ掛ケシメサル様注意ス

- 五 採種圃担当者ハ特ニ其ノ選拔ヲ嚴ニシ採種圃事業ノ外其ノ他ノ地方ニ於ケル模範農家タラシムル様注意スルコト
- 六 採種圃ノ管理ニ関シ不適當ナル事項アル場合ニハ私的関係ヲ離レ充分注意ヲ與フルコト
- 七 適當ノ時期ニ於テ採種圃担当者及議會ヲ用キ採種圃經營ニ関シ注意ヲ與フルト同時ニ相互ノ実験談ヲ爲サシムルコト
- 八 農事試験場及農会等ト連絡ヲ図リ種苗及印刷物等ノ配付ニ関シ採種圃担当者ニハ特ニ便宜ヲ與フルコト
- 九 品種改良事業ノ普及促進ヲ図ル爲可成左ノ方法ヲ行フコト
 - (イ) 各地方ニ改良品種ト在来種トノ比較試作ヲ行ハシムルコト
 - (ロ) 農談会講習会等ヲ開催スル場合ニハ前項試作ノ実物ニ付説明スルコト
- 十 当業者ニ配付セル奨励品種ノ繁殖ハ之ヲ種子用トナスヤ否ヤニ付之ヲ調査スルコト
- 十一 当業者ノ送出セル品種ヲ奨励セムトスル場合ニハ充分其ノ成績ヲ調査研究ノ上之ヲ行フコト
- 十二 品種改良事業ノ效果ヲ速カナラシメムトスル熱誠ノ餘リ奨励ノ程度ヲ起工農家ニ対シ配付シタル品種ノ栽培ヲ強制スルカ如キ弊ナキ様注意スルコト
- 十三 品種統一ノ意義ヲ説明セサル様注意スルコト

古 農事試験場ニ於ケル品種改良ニ関スル試験研究ニ成當事者ハ勿論農家ヲシテ
 実地ニ見聞セシムルト共ニ簡單ニシテ分り易キ図解等ニヨリテ其ノ理論ノ
 大要ヲモ了得セシムルニ務ムルコト特ニ圃場ニ於テ品種ヲ比較説明スルニ
 最適当ナル時期ニ於テハ特ニ通牒ヲ発シテ多数當事者及當業者ノ視察ヲ促
 スコト

五 以上ノ外品種改良事業ノ趣旨、品種育成ノ理論及方法其ノ他品種改良ニ
 関スル必要ナル事項ニ付當事者及當業者ノ智識ヲ開発スル爲經驗アル講師ヲ
 送ヒ可成実物、標本、幻燈、図解等ノ利用ヲ多クシ出来得ル限り理解シ易
 キ方法ニ依リ講習講話其ノ他適當ナル方法ヲ執ルコト

協議事項第四

配付種子ノ包装、輸送及分配方法等ニ関スル注意
 右ニ対スル決議

- 一 採種圃ニ於テ生産セラレタル種子ノ配付ニ付テハ可成農会ヲシテ之カ幹
 ノ機關タラシムルコト
- 二 原種圃ニ於テ生産セラレタル原種ハ主トシテ採種圃ニ配付シ繁殖ノ用ニ供
 スルモノナレ共其ノ品種ノ價值ヲ速ニ周知セシムルト共ニ當業者ノ批評ヲ
 求ムル爲或ハ試験場ノ參觀人ニ或ハ適當ナル精農家ニ之ヲ交付シ在來種ト
 比較栽培ヲ爲サシムル等相当ノ新品種紹介ノ方法ヲ採ルコト

- 三 採種圃ニ於ケル種子ノ生産ハ農家採種圃ニ要スル種子ヲ供給スルヲ以テ標
 準トシ其ノ栽培ニ要スル種子全量ノ供給ハ可成之ヲ避クルコト
- 四 容器ノ外部ニハ品種名ヲ記載スルハ勿論其ノ内部ニモ品
 種名ヲ明記セル札ヲ挿入シ置クコト
- 五 配付用種子ハ品種毎ニ包装スルコト
- 六 當業者ニ配付スヘキ種子ハ可成之ヲ一壺メニシテ市町村ニ送付スルコト其
 ノ時期ノ早キニ矢スル場合ハ混種ノ要多キヲ以テ播種期ニ先テ配付スル
 ヲ可トス
- 七 採種圃ヨリ配付セル種子ヲ當業者ニ分配スルニハ個人別ニ包装スルヲ以テ
 最安全ナリト認ムト但経費其ノ他ノ関係上之カ実行困難ナルヲ以テ品種別
 ニ分配ヲ爲スヘキ場所ヲ異ニスルカ其ノ他適當ノ方法ニ依リ分配ノ際種子
 ノ混淆スル憂ナカラシムルコト
- 八 種子配付ニ関シテハ農事試験場ニ於ケル研究ノ経過其ノ品種ノ特性並栽培
 等ニ付豫メ之ヲ公告スルハ勿論配付スルニ当リテモ簡易ナル説明書ヲ添フ
 ルコト
- 九 採種圃ニ於テ生産シタル種子ヲ農家ニ配付スル場合ニハ可成農家ノ栽培面
 積ヲ標準トスル方公平ナルヘシト但複雑ナル方法ハ郡町村農会等ノ事務ヲ
 繁多ナラシメ爲ニ他ノ農事奨励事業ノ進捗ヲ妨クルノ患少カラサルヲ以テ
 種子分配ノ方法ハ可成簡單輕便ニシテ適當ナル方法ヲ送フヲ必要ト認ム

昭和六年三月二十五日印刷
昭和六年三月三十一日發行

農 林 省 農 務 局

東京市外港野川町中里二九四番地
印刷者 中 平 義 次

終

